

侮辱罪強化は表現規制の第一歩か！？

表現の自由と誹謗中傷

2022年3月30日版

山田太郎事務所

V7

ヤジ排除事件

ヤジ排除事件：事案概要

事案概要

2019年7月15日

JR札幌駅前で安倍元総理が自民党候補の応援演説中

①「安倍辞めろ」「帰れ」とヤジを飛ばしたSWだった男性が、複数の警察官により移動

②「増税反対」と叫んだ女子大生だった女性が、複数の警察官により移動

札幌三越前で安倍元総理が自民党候補の応援演説中

③「安倍辞めろ」「ばか野郎」と声を挙げた上記①男性が、複数の警察官により移動

2019年7月16日

北海道警が、新聞社の取材に対して「**選挙の自由妨害の疑いがあった**」と説明

→ のちに撤回

2020年2月26日

北海道警が、北海道議会総務委員会において、排除について、警察官職務執行法4条、5条に基づくものと説明

原告：上記①・③の人物、上記②の人物

被告：北海道（北海道警察を設置する地方公共団体）

ヤジ排除事件：争点と裁判所の判断

争点

- ① ヤジ排除行為の適法性（6つの警察官の行為の適法性）
 - ・ 警職法4条1項の要件充足性
 - ・ 警職法5条の要件充足性
- ② 損害の発生の有無及びその額

司法判断

- ・ 原告1が1人で「安倍辞めろ」などと声を上げ始め…、そこからわずか数秒程度で警察官らが動き出し、10秒程度で原告の肩や腕をつかみ始めたのであって、…「人の生命若しくは身体」に危険を及ぼすおそれのある「危険な事態」があり、「特に急を要する」場合にあったようには、およそうかがわれない。
- ・ 原告2が1人で「増税反対」などと声を上げ始めたというにすぎず、…特段騒然とした状況にあったようにもうかがわれない。しかるに、警察官らはそこからわずか数秒程度で動き出し、10秒程度で原告の右手首付近をつかんで移動させようとしたのであって、原告2の「生命若しくは身体」に危険を及ぼすおそれのある「危険な事態」があり、「特に急を要する」場合にあったようには、およそうかがわれない。
- ・ その他

被告である北海道に対して、合わせて88万円の損害賠償を命じる判決

(選挙の自由妨害罪)

第225条

選挙に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

- 1 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人に対し**暴行若しくは威力を加え**又はこれをかどわかしたとき。
- 2 交通若しくは集会の便を妨げ、**演説を妨害**し、又は文書図画を毀棄し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて**選挙の自由を妨害したとき**。
- 3 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者若しくは当選人又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人を威迫したとき。

- 「暴行」 : 人の身体に対する不法の攻撃（刑法208条の「暴行」と同義）
 - 「威力」 : 人の意思を制圧する暴行以外の勢力（不正動作が伴う必要なし）
 - 「演説を妨害」：演説を不能にしたり又は聴取しにくくする等演説そのものに対する妨害
- ※ 「妨害の故意を認められない単純な野次は、一般の演説においても容認されている程度のものである限り、本号に言う演説妨害行為に該当しないと解されよう。」（「逐条解説 公職選挙法 改訂版」1955頁）

関連条文：警察官職務執行法

（避難等の措置）

第4条

- 1 警察官は、**人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞**のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、**その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告**を発し、及び**特に急を要する場合**においては、**危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。**
- 2 前項の規定により警察官がとつた処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

（犯罪の予防及び制止）

第5条

警察官は、**犯罪がまさに行われようとするのを認めたとき**は、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、**もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合**においては、**その行為を制止**することができる。

① 警察官の行為が警察官職務執行法の要件を満たしていたか

→ **満たしていなかったので違法**である

② 警察官の行為が「表現の自由」の侵害にあたるか

→ **「表現の自由」の侵害にあたる**

※ 主権が国民に属する民主主義国家は、その構成員である国民がおよそ一切の主義主張等を表明するとともに、これらの情報を相互に受領することができ、その中から自由な意思を持って自己が正当と信ずるものを採用することにより多数意見が形成され、かかる過程を通じて国政が決定されることをその存立の基礎としている。

したがって、憲法21条1項により保障される表現の自由は、立憲民主政の政治過程にとって不可欠の基本的人権であって、民主主義社会を基礎付ける重要な権利であり、とりわけ公共的・政治的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならない（最高裁判例は略）。

※ 本件においてこれを見るに、原告らはいずれも「安倍辞めろ」「増税反対」などと声を上げていたところ、これらは、その対象者を呼び捨てにするなど、いささか上品さに欠けるくらいはあるものの、いずれも公共的・政治的事項に関する表現行為であることは論をまたない。

（中略）

※ **原告らの表現の自由は、警察官らによって侵害されたもの**というべきである。

③ 裁判長の締めくくり

→ 廣瀬孝裁判長「この判決を報道で知った方の中には、選挙活動の自由を侵害するものではないか、街頭演説を聞く自由を侵害するものではないかなどとを感じる方もおられるかもしれない。しかし、本件では**被告の道側ですらそのような主張はしていなかった**」。

サイバー警察局創設

サイバー警察局創設へ

- 山田太郎の公約にも入っている【警察庁サイバー局】が令和4年度に創設！

サイバー空間の情勢と警察の対応

1 サイバー空間の情勢

- ◆ サイバー空間は国民が参加する公共空間へと進化
➢ 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」
- ◆ 高度な技術を持つサイバー攻撃者集団など極めて深刻な脅威
- ◆ 多くの国民がサイバー空間に不安感

2 警察の対応

- ◆ 「世界一安全な日本」には、サイバー空間の安全安心確保は不可欠
- ◆ 警察の強みを活かして「安全安心のサイバー空間」実現に取り組む
 - 捜査などから得られる幅広い情報
 - 全国に配置された警察のサイバー技術部隊
 - 警察署・交番等地域に根ざした広範なネットワークを活用した各種警察活動



ついに公約が実現！

海賊版対策、ネット上の誹謗中傷対策、コインハイブ事件等の観点からも数々の場でサイバー局の創設を訴え、警察庁と何度も打合せ。令和4年度、大幅な組織改正を行い、「サイバー局」の創設が決定。

警察庁組織改正構想の検討

1 背景

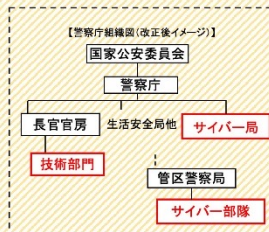
- ◆ コロナ禍を契機としてサイバー空間の脅威が顕在化
 - サイバー被害の潜在的リスクの拡大
 - 国家を背景としたサイバー攻撃の発生
 - 悪質なマルウェアを用いた攻撃手法の拡散
 - フィッシングメール等の身近なサイバー脅威を国民が実感



2 改正構想の概要

※ 6月24日(木)公表予定

- ◆ サイバー局等の新設
 - 警察庁にサイバー局を設置
 - 管区警察局にサイバー部隊を設置
- ◆ 技術政策を統括する組織の設置
 - 情報通信局を改組し、長官官房に技術政策を統括する組織を設置



【ネット時代の行政の在り方】

時代に合わせて、行政と政治の在り方も変化すると考えられます。eガバメントで行政を効率化、民間へのサービスレベル上げたり、若者の選挙参加や投票率の向上を目指してネット投票などを導入したりする必要もあるでしょう。その他、立法や行政にはクラウド時代の法整備、ネット技術利用のノーアクションレター(法律適用の事前確認)、ネット犯罪に対する捜査機関の専門性向上も必要です。

(公約集「山田太郎ものがたり」より)

警察法の一部を改正する法律案（改正の概要①）

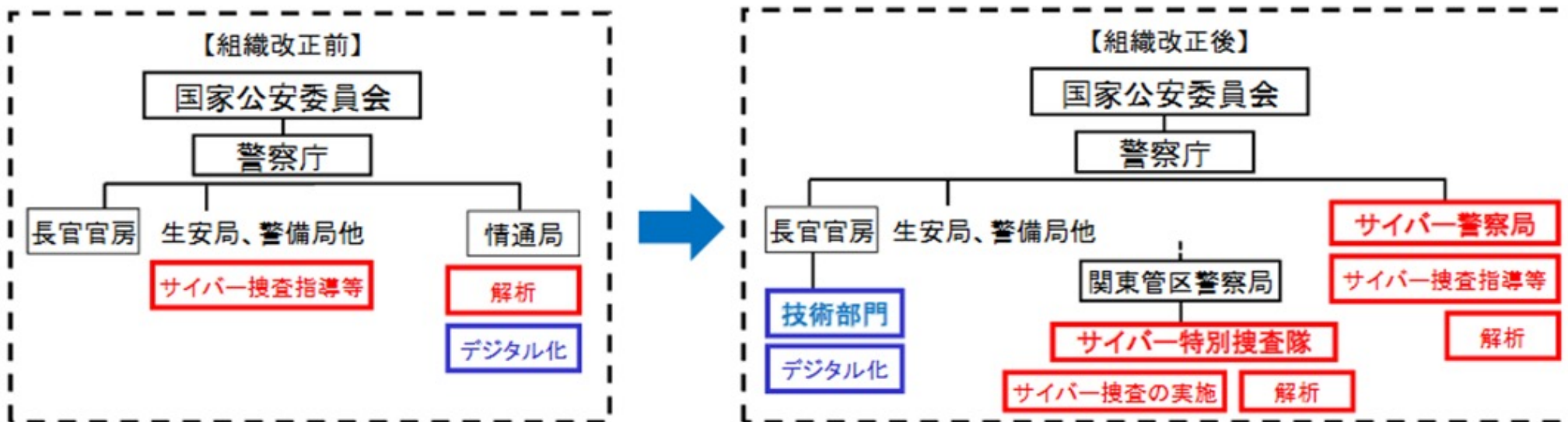
① 警察庁の組織改正

◆ サイバー警察局の新設

- ・ 捜査指導、解析、情報集約・分析、対策等を一元的に所掌

◆ 情報通信局の所掌事務を長官官房に移管

- ・ 警察業務のデジタル化、科学技術の活用等を推進



出典：警察庁HP ホーム＞法令＞国会提出法案 第208回国会（常会）提出法案
<https://www.npa.go.jp/laws/kokkai/index.html>

警察法の一部を改正する法律案（改正の概要②）

② 重大サイバー事案に対する対処能力の強化

- ◆ 国家公安委員会・警察庁が重大サイバー事案に対処するための事務を所掌
- ◆ 重大サイバー事案に対処するための事務を関東管区警察局が分掌（全国管轄）
 - ・ サイバー特別捜査隊※が全国を管轄とし、重大サイバー事案の捜査（国際共同捜査を含む）を実施

（※ サイバー特別捜査隊の関東管区警察局への設置は下位法令事項）

【重大サイバー事案】

- ① 国・地方公共団体の機関や重要インフラ等に重大な支障が生じる事案
- ② 対処に高度な技術を要する事案（マルウェア事案等）
- ③ 海外からのサイバー攻撃集団による攻撃

サイバー警察局をめぐる論点

(1) サイバー事案とは？

- サイバーセキュリティが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案（改正法5IV⑥ハ）
- ※ サイバー犯罪との違いは？

(2) サイバー犯罪とは？

- インターネット等の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等、情報技術を利用した犯罪（[警察庁警察白書](#)）
- サイバー犯罪条約により国内的に措置が必要な犯罪は以下の通り
 - ① コンピュータ・データ及びコンピュータ・システムの秘密性、完全性及び利用可能性に対する犯罪
 - ② コンピュータに関連する犯罪
 - ③ 特定の内容に関する犯罪（児童ポルノに関連する犯罪）
 - ④ 著作権及び関連する権利の侵害に関連する犯罪

(3) 重大サイバー事案とは？

- サイバー事案のうち次のいずれかに該当するもの（改正法5IV⑥ハ）
 - (1) 次に掲げる事務又は事業の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれのある事案
 - (i) 国又は地方公共団体の重要な情報の管理又は重要な情報システムの運用に関する事務
 - (ii) 国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業
 - (2) 高度な技術的手法が用いられる事案その他のその対処に高度な技術を要する事案
 - (3) 国外に所在する者であつてサイバー事案を生じさせる不正な活動を行うものが関与する事案

侮辱罪法定刑引上げ

2022年2月：法務省「侮辱罪の法定刑引上げ」

侮辱罪の法定刑引上げ

背景・経緯

◎近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情

インターネット上の誹謗中傷が社会問題化し、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識が高まっている。

⇒ 侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であることを示し、抑止する必要

○令和3年9月 法制審議会に諮問 ～ 令和3年10月 答申



◎ 侮辱罪の法定刑引上げ〔刑法の改正〕

(侮辱)

第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

(30日未満) (1万円未満)

※ 公訴時効期間は1年（刑事訴訟法第250条第2項第7号）

(侮辱)

第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

※ 公訴時効期間は3年（刑事訴訟法第250条第2項第6号）

侮辱罪と名誉毀損罪の比較

	侮辱罪 (刑法231条)	名誉毀損罪 (刑法230条)
自由刑	現行法：拘留（30日未満）のみ 改正案：+1年以下の懲役or禁錮	3年以下の懲役or禁錮
財産刑	現行法：科料（1万円未満）のみ 改正案：+30万円以下の罰金	50万円以下の罰金
公訴時効	現行法：1年（刑訴法250Ⅱ⑥） 改正案：3年（刑訴法250Ⅱ⑦）	3年（刑訴法250Ⅱ⑦）
歯止め	刑法35条 (正当行為)	刑法230条の2 (公共の利害に関する場合の特例)
その他	現行法：没収、教唆犯・幫助犯処罰、 勾留・逮捕が制限 改正案：上記制限が撤廃される	没収の制限：なし 教唆犯・幫助犯処罰の制限：なし 勾留・逮捕の制限：なし

※ 死者に対して：侮辱罪は成立しない、名誉毀損罪は虚偽の事実を適示した場合にのみ成立する（刑法230条Ⅱ）

現行法：名誉毀損罪と侮辱罪

(名誉毀損)

第230条

- 1 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。
- 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

(侮辱)

第231条

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

(親告罪)

第232条

- 1 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- 2 告訴をすることができる者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が、外国の君主又は大統領であるときはその国の代表者がそれぞれ代わって告訴を行う。

現行法：侮辱罪と名誉毀損罪に関する条文（刑法）

（正当行為）

第35条

法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

（公共の利害に関する場合の特例）

第232条

- 1 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。
- 2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。
- 3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

現行法：侮辱罪の法定刑引上げに関する条文（刑法）

（拘留）

第16条

拘留は、1日以上30日未満とし、刑事施設に拘置する。

（科料）

第17条

科料は、1000円以上1万円未満とする。

（没収の制限）

第20条

拘留又は科料のみに当たる罪については、特別の規定がなければ、没収を科することができない。ただし、第19条第1項第1号に掲げる物の没収については、この限りでない。

（教唆及び幫助の処罰の制限）

第64条

拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、罰しない。

現行法：侮辱罪の法定刑引上げに関する条文（刑訴法）

第60条

- 1 裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるときは、これを勾留することができる。
 - ① 被告人が定まつた住居を有しないとき。
 - ② 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
 - ③ 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 2 （略）
- 3 30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる事件については、被告人が定まつた住居を有しない場合に限り、第1項の規定を適用する。

第199条

- 1 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。
- 2 （以下略）

第217条

30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪の現行犯については、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがある場合に限り、第213条から前条までの規定を適用する。

現行法：侮辱罪の法定刑引上げに関する条文（刑訴法）

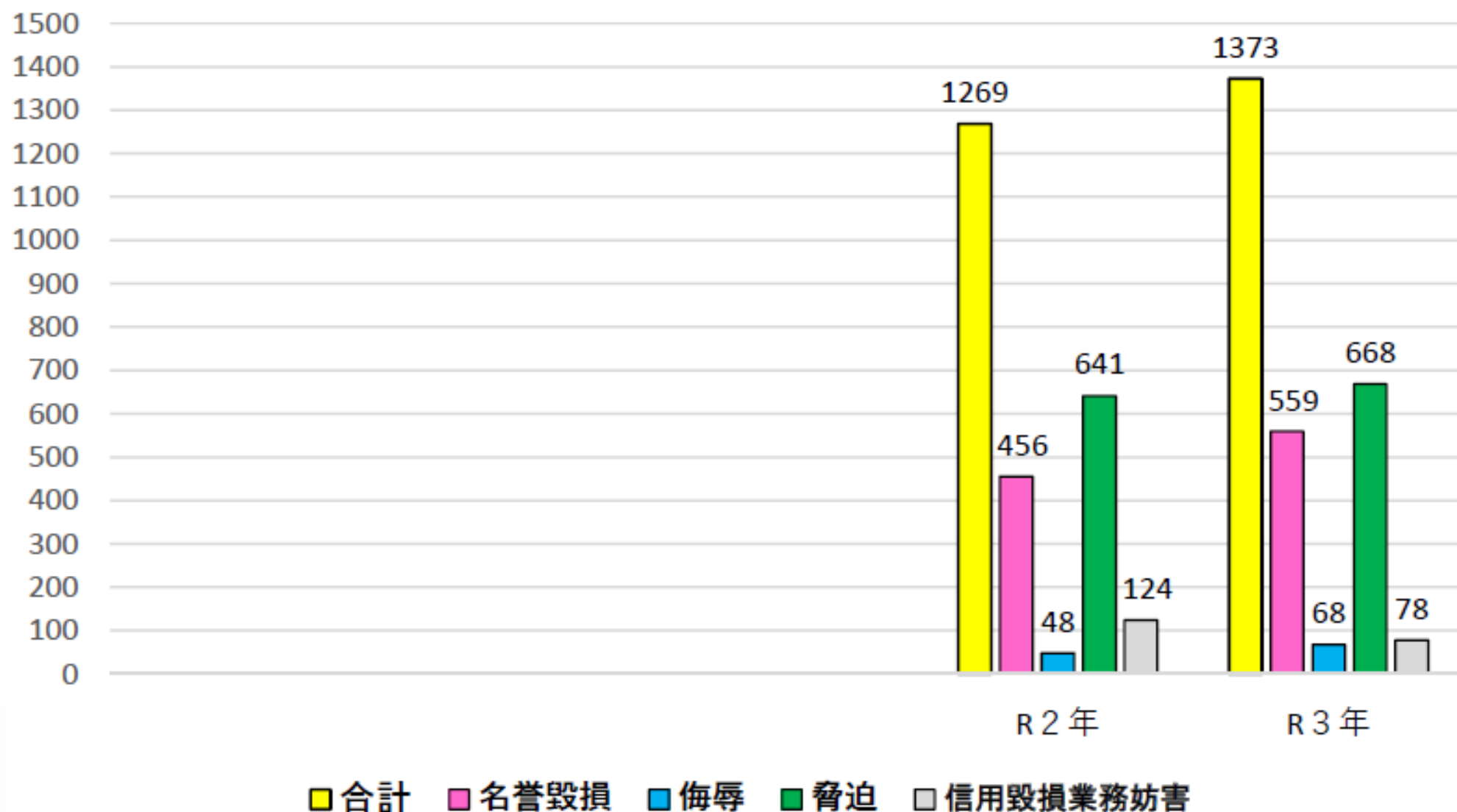
第250条

1 （省略）

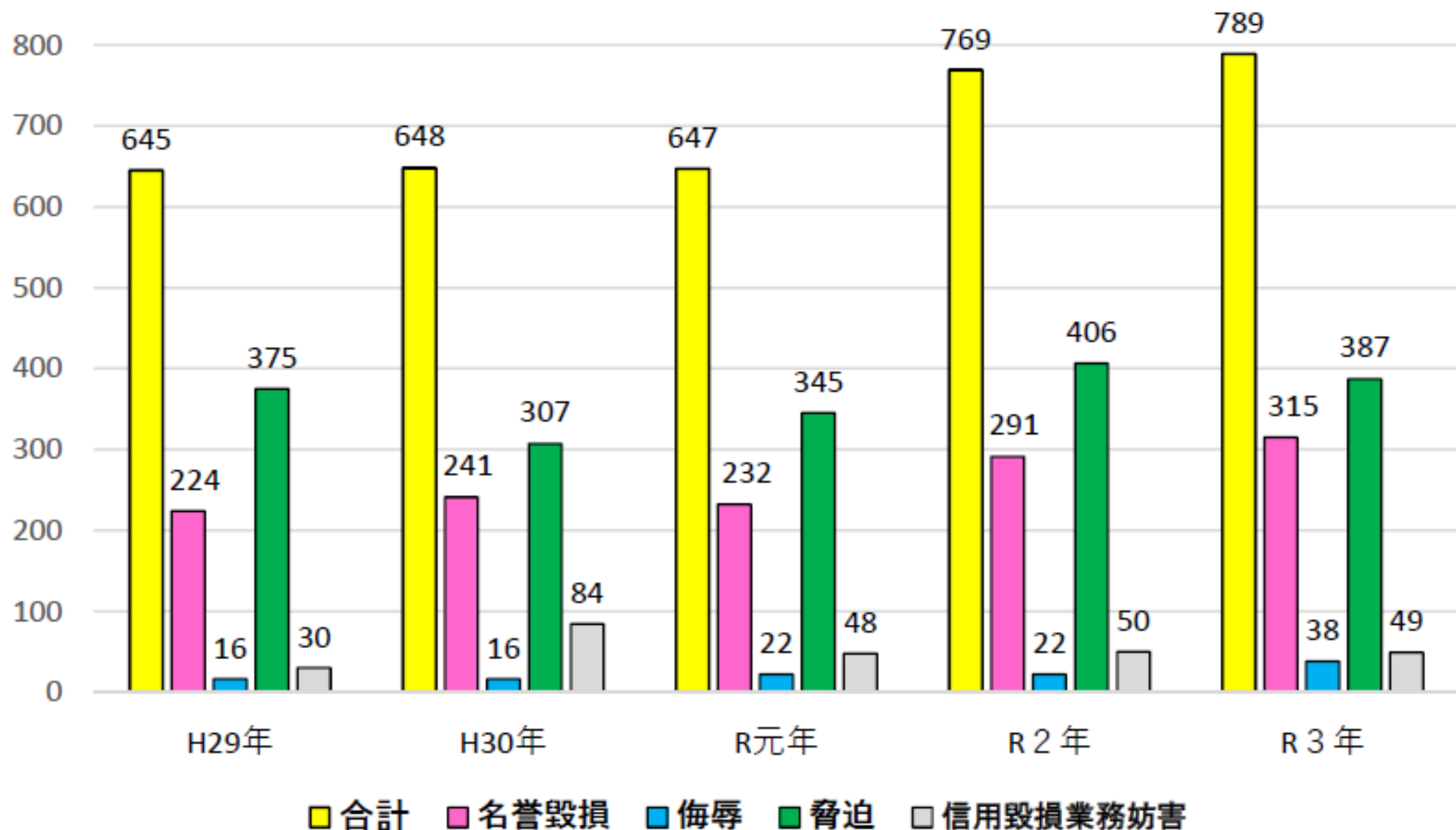
2 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

- ① 死刑に当たる罪については25年
- ② 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については15年
- ③ 長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については10年
- ④ 長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については7年
- ⑤ 長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については5年
- ⑥ **長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪**については**3年**
- ⑦ **拘留又は科料に当たる罪**については**1年**

インターネット利用による侮辱、名誉毀損等の認知件数



インターネット利用による侮辱、名誉毀損等の検挙件数



侮辱罪、名誉毀損罪 身柄措置別 検挙人員

	侮辱罪			名誉毀損罪		
		逮捕	身柄不拘束		逮捕	身柄不拘束
平成28年	56	1	55	381	69	312
平成29年	63	1	62	447	107	340
平成30年	62	1	61	502	103	399
令和元年	70	0	70	510	87	423
令和2年	59	2	57	522	88	434
令和3年	92	2	90	548	81	467

侮辱罪の科刑状況

区分 年次	拘留 【30日未満】	科料 【1万円未満】				
	総数 (人)	総数 (人)	9,000円 以上	5,000円 以上	3,000円 以上	3,000円 未満
平成 28年	0	23	22	1	0	0
平成 29年	0	16	14	1	1	0
平成 30年	0	24	24	0	0	0
令和 元年	0	27	26	0	1	0
令和 2年	0	30	30	0	0	0

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料及び法務省刑事局による調査結果に基づき、法務省刑事局において作成。
 2 通常第一審終局事件のうち判決があったもの又は略式命令があったものを対象とし、判決日又は略式命令日を基準に計上。
 3 侮辱罪のみで処断されたものの実人員であり、2個以上の科料が併科されている場合には、そのうち最も重いもののみを計上。

名誉毀損罪の科刑状況

区分 年次	懲役 【3年以下】											禁錮 【3年以下】	罰金 【50万円以下】						
	総数 (人)	3年	うち 全部 執行 猶予	2年 以上	うち 全部 執行 猶予	1年 以上	うち 全部 執行 猶予	6月 以上	うち 全部 執行 猶予	6月 未満	うち 全部 執行 猶予	総数 (人)	総数 (人)	50万円	40万円 以上	30万円 以上	20万円 以上	10万円 以上	10万円 未満
平成 28年	20	0	0	2	1	14	9	4	3	0	0	0	122	6	3	30	49	33	1
平成 29年	22	0	0	1	1	18	17	3	3	0	0	0	130	2	3	41	57	27	0
平成 30年	12	0	0	1	1	8	7	3	2	0	0	0	128	6	0	30	63	28	1
令和 元年	24	0	0	3	2	15	12	6	4	0	0	0	153	6	4	39	61	42	1
令和 2年	9	0	0	0	0	7	7	2	2	0	0	0	170	2	3	46	72	46	1

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料及び法務省刑事局による調査結果に基づき、法務省刑事局において作成。
 2 通常第一審終局事件のうち判決があったもの又は略式命令があったものを対象とし、判決日又は略式命令日を基準に計上。
 3 名誉毀損罪のみで処断されたものの実人員であり、刑法第45条後段の併合罪に該当する場合であって、主文が複数あるときには、そのうち最も重いもののみを計上。
 4 懲役について、刑の一部執行猶予が言い渡された人員はない。
 5 罰金について、刑の執行猶予が付された人員はない。

侮辱罪・名誉毀損罪：認知件数・検挙件数・起訴件数・科刑件数

	侮辱罪									
	認知件数	検挙件数			起訴件数			有罪件数		
	総数	総数	逮捕	身柄不拘束	総数	公判請求	略式起訴	総数	拘留	科料
平成28年		56	1	55	27	2	25	23	0	23
平成29年		63	1	62	21	1	20	16	0	16
平成30年		62	1	61	28	2	26	24	0	24
令和元年		70	0	70	32	2	30	27	0	27
令和2年	48	59	2	57	30	0	30	30	0	30
令和3年	68	92	2	90						

	名誉毀損罪									
	認知件数	検挙人員			起訴人員			科刑人員		
	総数	総数	逮捕	身柄不拘束	総数	公判請求	略式起訴	総数	懲役	罰金
平成28年		381	69	312	210	75	135	142	20	122
平成29年		447	107	340	199	55	144	152	22	130
平成30年		502	103	399	208	53	155	140	12	128
令和元年		510	87	423	245	72	173	177	24	153
令和2年	456	522	88	434	263	79	184	179	9	170
令和3年	559	548	81	467						

※ 認知件数は、警察のもので、インターネット利用によるもののみ。

諸外国における名誉毀損罪・侮辱罪に相当する罰則の概要

ドイツ	フランス	韓国
【侮辱】（刑法） 侮辱は、1年以下の自由刑又は罰金刑に処し、侮辱が公然と、集会において、表現内容の流布により、又は実力を用いて行われた場合には、2年以下の自由刑又は罰金刑に処する。 【誹謗】（刑法） 他の者に関して、その者を侮辱し又は世評において貶めるのに適した事実を主張し、又は流布した者は、この事実が真実であることが証明できる場合を除き、1年以下の自由刑又は罰金刑に処し、誹謗が公然と、集会において又は表現内容の流布により行われた場合には、2年以下の自由刑又は罰金刑に処する。 【中傷】（刑法） 確定的認識があるにもかかわらず、他の者に関して、その者を侮辱し若しくは世評において貶め又はその信用を危殆化するのに適した虚偽の事実を主張し又は流布した者は、2年以下の自由刑又は罰金刑に処し、中傷が公然と、集会において又は表現内容の流布により行われた場合には、5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。	【非公然の名誉毀損】（刑法） 人に対する非公然の名誉毀損は、第一級違警罪について定める罰金刑（注：38ユーロ以下）で罰する。 【非公然の侮辱】（刑法） 人に対する非公然の侮辱は、扇動によって行われたものでない場合には、第一級違警罪について定める罰金刑で罰する。 【公然の名誉毀損】（報道の自由に関する1881年7月29日付け法律） 公共の場所における演説、公共の場所において販売された印刷物、公衆の面前に張り出された張り紙、電子的方法による公共通信手段等の手段の一により、個人に対してなされた名誉毀損は、1万2,000ユーロの罰金刑で罰する。 【公然の侮辱】（報道の自由に関する1881年7月29日付け法律） 公共の場所における演説、公共の場所において販売された印刷物、公衆の面前に張り出された張り紙、電子的方法による公共通信手段等の手段の一により、個人に対してなされた侮辱は、扇動によって行われたものでない場合には、1万2,000ユーロの罰金刑で罰する。	【名誉毀損】（刑法） 公然と事実を摘示して人の名誉を毀損した者は、2年以下の懲役若しくは禁錮又は500万ウォン以下の罰金に処する。 （虚偽の事実の摘示による場合、5年以下の懲役、10年以下の資格停止又は1,000万ウォン以下の罰金） 【出版物等による名誉毀損】（刑法） 人を批判する目的により、新聞、雑誌又はラジオその他の出版物により名誉毀損を犯した者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は700万ウォン以下の罰金に処する。 （虚偽の事実の摘示による場合、7年以下の懲役、10年以下の資格停止又は1,500万ウォン以下の罰金） 【侮辱】（刑法） 公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は200万ウォン以下の罰金に処する。 【情報通信網を通じた名誉毀損】（情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律） 人を誹謗する目的で、情報通信網を通じて公然と事実をあらわし、他人の名誉を毀損した者は、3年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金に処する。 （虚偽の事実をあらわして行われた場合、7年以下の懲役、10年以下の資格停止又は5,000万ウォン以下の罰金）

出典：法務省提供資料（2022年3月29日）

インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等：民事手続

とり得る手段	請求相手	要件	根拠
(1) <u>削除</u> の請求	コンテンツプロバイダへの削除請求	脅迫 名誉棄損 侮辱 信用棄損 業務妨害 児童ポルノ被害 リベンジポルノ被害 プライバシー侵害 肖像権侵害	人格権（明文なし） プロ責法3条2項 リベンジポルノ防止法4条
	発信者への削除請求※1	同上	人格権（明文なし）
	人権擁護機関への削除要請の依頼	同上	いじめ防止対策推進法 19条3項 人権侵犯事件 調査処理規程14条
(2) <u>損害賠償</u> の請求	発信者への損害賠償請求※1	同上	民法709条
	コンテンツプロバイダへの損害賠償請求※2	同上	民法709条 プロ責法3条2項
(3) <u>名誉回復</u> の請求 (謝罪広告等)	発信者への名誉回復請求※1	名誉棄損のみ	民法723条
	コンテンツプロバイダへの名誉回復請求※2	同上	同上

※1 発信者情報開示が必要

※2 例外的な場合のみ

インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等：刑事手続

とり得る手段	被害内容	根拠及び罰則	告訴の要否
犯人の処罰を求める ↓ 具体的にとり得る手段は 以下の3つ ①告訴（被害者等のみ） ②告発（何人でも） ③被害届（被害者等のみ） ※ 告訴、告発があった場合、 検察官は、告訴人、告発人に対して、 起訴・不起訴を通知しなければならない （刑訴法260条）。 請求があった場合は、不起訴理由も 告知しなければならない（同261条）。 ※ 被害届の場合、上記の義務はない。	脅迫	刑法222条 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	非親告罪
	名誉毀損	刑法230条 3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金	親告罪（刑法232条） 告訴がなければ処罰不可
	侮辱	刑法231条 拘留（30日未満の身体拘束）又は 科料（1万円未満の財産刑）	親告罪（刑法232条） 告訴がなければ処罰不可
	信用棄損	刑法233条前段 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	非親告罪
	業務妨害	刑法233条後段、234条 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	非親告罪
	児童ポルノ被害	児童ポルノ禁止法7条2項（提供罪） 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金	非親告罪
	リベンジポルノ被害	リベンジポルノ防止法3条1項2項（提供罪） 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	親告罪（左法3条4項） 告訴がなければ処罰不可
	プライバシー侵害	※ 犯罪ではない（民事手続のみ可能）	
	肖像権侵害	※ 犯罪ではない（民事手続のみ可能）	

裁判外の発信者情報開示の流れ（任意開示の流れ）

① コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示の請求

発信者のIPアドレス、タイムスタンプ等の開示を求める

発信者の意見を聴かなければならないため※、

2週間～1か月程度かかる

※ いじめ案件の場合、人権擁護機関の協力を求めることができる（いじめ防止対策推進法19条3項）

※ 弁護士会照会（弁護士法23条の2）の利用も可能

② アクセスプロバイダに対する発信者情報開示の請求

発信者の氏名、住所、メールアドレス等の開示を求める

発信者の意見を聴かなければならないため※、

2週間～1か月程度かかる

※ いじめ案件の場合、人権擁護機関の協力を求めることができる（いじめ防止対策推進法19条3項）

※ 弁護士会照会（弁護士法23条の2）の利用も可能

③ 発信者に対する損害賠償請求又は差止請求

損害賠償の支払、発信情報の削除を求める

任意に応じてもらえば早期解決も可能。

任意に応じてもらえない場合は訴訟。

裁判上の発信者情報開示の流れ

① コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示の仮処分の申立て

発信者のIPアドレス、タイムスタンプ等の開示を求める

仮処分から開示決定まで**約1～2か月**かかる
※海外プロバイダの場合は**約3～4か月**かかる



② アクセスプロバイダに対する発信者情報開示請求訴訟の申立て

発信者の氏名、住所、メールアドレス等の開示を求める

訴訟提起から開示判決まで**約6か月～1年**かかる
※ 必要に応じて、発信者情報消去禁止仮処分を申立てる



③ 発信者に対する損害賠償請求訴訟又は差止請求訴訟の申立て

損害賠償の支払、発信情報の削除を求める

第一審判決が出るまで**約1年以上**かかる

刑事手続における発信者情報の開示

- ① 捜査事項照会による発信者情報の開示（刑訴法197条2項）
- ② 通信履歴の保全要請（刑訴法197条3項）
- ③ 裁判所による記録命令付差押え（刑訴法99条の2）
- ④ 裁判所による差押え（刑訴法99条）
- ⑤ 捜査機関による記録命令付差押え（刑訴法218条1項）
- ⑥ 捜査機関による差押え（刑訴法218条1項、2項）

【参考】任意開示の実務の現状：北澤一樹弁護士の見解（知財小委）

- (1) 一般に、任意開示されるケースは少ないといわれる。
 - 権利侵害の明白性の判断を誤って開示した場合のリスク（発信者からの損害賠償請求の可能性）。
 - 発表者の日常業務の中では、任意開示の可否の質問を受けることも頻繁にある。
「請求者側から資料を補充してもらえれば任意開示可」といったアドバイスをすることも多いが、請求者側にその旨説明すると、任意開示してもらえる可能性があることを知り驚かれることもあり。
- (2) 任意開示が難しいケース
 - 企業の不正に関連するような記事であり、真実性を判断できないとき（発信者からある程度具体的な反論が返ってきており、反論内容が虚偽と判断できないときは、特に任意開示困難）
 - 一般個人による請求であるが、記事からは請求者のことが述べられているのか不明であるとき（他の第三者について述べられている可能性を否定できないとき。）
- (3) 任意開示に応じることが多いケース
 - 一般個人に対する誹謗中傷やプライバシー侵害
 - 一般個人の写真などが無断で掲載されているケース（肖像権侵害）
 - ※ 一般の個人であれば、通常、投稿内容に公共性がないため、真実性の判断をするまでもなく違法性ありと判断しやすい。
- (4) 著作権関連の事件について依頼は多くない（各企業レベルで任意判断きることが多い。）
 - 例えば、コンテツ（漫画動音楽等）の無断アップロード事では権利者から著作侵害の主張があれば、権利明白性と判断することは容易な多い。
そのため、法律事務所を使うまでもなく各業者において開示可否判断がされる傾向にある。

【参考】発信者情報開示の問題点（海賊版対策に関して）

海賊版サイトの運営者にたどり着けない

- 裁判所が「侵害に係る」要件を限定的に解釈し開示されるIPアドレスやタイムスタンプが狭すぎる例がある
 - 法4条に対する解釈の明示等（解釈では限界がある場合は法改正）
 - ※ 東京地裁では保全部と知財部で判断が異なり、後者が特に限定的に解釈しているとの指摘有り
- IPアドレスとタイムスタンプのみでは発信者が特定できない例がある
 - 省令の改正（電話番号の追加、限定列举ではなく例示列举への転換等）
- プロバイダが把握している氏名・住所等が真正なものでない例がある
 - 特定電気通信役務提供者への契約締結時の本人確認の義務付け等
- 非協力的なプロバイダーの「保有していない」との主張を裁判所がそのまま採用する例がある
 - 「保有する」要件の解釈の見直し等（解釈では限界がある場合は法改正）

発信者情報開示の手續に時間・費用・手間がかかる

- 任意開示に応じないプロバイダに裁判手続をとると時間もお金も手間もかかる
 - 任意開示の促進（ガイドラインの充実等。特に、著作権侵害の際に適法に任意開示できる事例等）
 - 損害賠償や差止めの請求の前提であることを踏まえた発信者情報開示の仮処分・訴訟の迅速化・簡素化
 - ※ 民事訴訟全体の問題として、匿名訴訟の制度や強制令状の制度等についても検討
 - プロバイダが海外事業者の場合に送達手続等にかかる時間の短縮等

海外のプロバイダが非協力的な場合に日本法の実効性がない

- プロバイダが海外事業者の場合に準拠法や管轄等を理由に日本での裁判手続に応じない例がある
 - 日本においてサービスを提供する海外のプロバイダについて外国会社の登記の徹底（会社法817条、933条）等
 - 海賊版対策における国レベル及び民間レベル国際連携・国際協調の促進等

2020年6月11日：自民党インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の対策PT 「インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の更なる対策に向けて」提言

インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の更なる対策に向けて【提言】

自由民主党政務調査会 デジタル社会推進特別委員会 インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の対策PT(令和2年6月)

背景

- SNSの普及等に伴い、ネット上の誹謗中傷、人権侵害等は年々増加。子どものネットいじめ、新型コロナウイルスによる医療者・事業者等に対する被害の増加、ネット上の誹謗中傷等により自死に追い込まれる被害者も発生し、問題が深刻化。
- 現行でも、プロバイダ責任制限法(プロ責法)上の権利侵害情報の削除・発信者情報開示、民法上の損害賠償請求、刑法上の名誉毀損罪・侮辱罪等があるが、被害者にとって実効性ある対策となっていない。
- 被害の増加に対し、諸外国では制度改正により対策を強化しているが、日本は長年制度改正を行っていない。

対策

表現の自由」を十分配慮しつつ「被害者救済」の実効性を強化

民事上の対応の強化

- ・対処すべき個人の権利侵害の明確化(判例、裁判外の事例を踏まえた法制度、ガイドライン等による具体化)
- ・発信者情報開示の円滑化(煩雑な手続、発信者特定の技術的困難等の克服に向けた、仮処分等の司法手続の活用、開示請求の要件緩和、情報開示対象の追加(電話番号等)、アクセスログの保存期間の延長(現行は僅か3～6か月)等)
- ・**プロバイダの迅速な削除の促進**(免責規定の見直し等)
- ・被害者の「泣き寝入り」防止に向けた海外事業者への送達手続の迅速化、適正な損害賠償額の算定等

人権擁護機関等による対応の強化

- ・公的機関(法務省人権擁護機関や自治体等)によるプロバイダへの削除・開示請求への協力の実効性の強化に向けた、制度規定や運用の見直し(現行ではプロバイダの任意協力は僅か6割程度)

刑事上の対応の強化

- ・誹謗中傷等に対する刑事罰の見直し(例:侮辱罪は刑法で最も軽い拘留(30日未満)・科料(1万円未満))
- ・集団での誹謗中傷等の悪質事案に対する積極的捜査と科刑の適正化(例:ネットリンチ)

ネットモラルの理解促進、相談対応強化

- ・ネットモラル(発信者の責任等)に関する官民連携での理解促進
- ・学校教育における取組強化(道徳教育、学習指導要領等への更なる反映)
- ・プロバイダの協力促進(権利侵害情報のブロックに向けた禁止事項等のポリシーの明示・措置の徹底の強化、ユーザーへの啓発活動等)
- ・被害者の負担軽減に向けた相談対応の強化

2020年6月17日：自民党 ネット上の誹謗中傷対策小委員会 「ネット上の誹謗中傷に対応するための緊急提言」

ネット上の誹謗中傷に対応するための緊急提言

令和3年6月17日
自由民主党 政務調査会
情報通信戦略調査会
ネット上の誹謗中傷等対策小委員会

SNS 等のネットにおける誹謗中傷、いじめなどの広がりについては年々増加傾向にあり、悲しい事件も発生してしまった。医療従事者や新型コロナウイルス感染者に対する誹謗中傷等も看過できない状況であり、その対策は急務である。

新たな生活様式のもと、ネット上での交流や活動が生活の中で大きな位置づけを占めるがゆえに、発言には責任が伴うことを啓発するとともに、特に若い世代に対する被害救済の実効性を確保することが求められる。今国会で、プロバイダ責任制限法を改正するなど一定の対策は進んでいるが、表現の自由を最大限考慮しつつ、喫緊に取り組むべき内容を緊急提言として取りまとめる。

対策1 被害の深刻化を防ぐために

ネット上の誹謗中傷について、被害を受けて困っている方が早めに相談できるようネットに関する相談対応や苦情処理手続きの充実強化を図ること。また、これらの相談窓口や苦情処理の方法について、小中高校などとともに、大学生など若者層にも伝わるように広報を工夫して充実させ、困った場合にすぐに相談ができるような体制を検討すること。被害者にとって身近な警察、学校、地方自治体の窓口などからネット上の誹謗中傷に関する相談窓口へ直ちにご案内ができるように関係機関が連携すること。

対策2 時代の進展にあわせた抑止力をもたせるための刑事法が必要

ネット上の誹謗中傷等に適用される侮辱罪の罰則が軽すぎる点が問題である。侮辱罪の法定刑の引き上げは急務である。法制審議会で速やかに検討し、適切な罰則とすること。その際、必要に応じて適切な犯罪類型の在り方も検討すべきである。

対策3 発信者情報の開示を適切に進める

令和3年4月に成立した改正プロバイダ責任制限法は、他人の権利を侵害する悪質な誹謗中傷等の書き込みについて、発信者の特定を容易にし、対応するログの削除禁止を可能とする新たな裁判手続の導入を実現するものであり、この円滑かつ確実な施行を確保すること。

対策4 プラットフォーム事業者の積極的な対応の促進

SNS 等を提供するプラットフォーム事業者の役割は、誹謗中傷への対応に向けて極めて重要であり、AI の活用も含めた削除等の対応が適切に行われるよう促進すること。また、その取組状況についてモニタリング及び効果検証を継続することにより、透明性と説明責任を確保していくこと。必要に応じて透明性確保のための制度化も検討すること。

対策5 会社法における外国会社登記の徹底

日本において継続的にサービスを提供している海外SNS事業者等について、関係省庁とも連携して実態を把握し、会社法における外国会社登記を徹底すること。

対策6 SNS 教育の更なる充実

GIGA スクール構想が実現し、低学年からネット利用を行なう中で、小中高における年代に合わせた情報モラル教育について学習指導要領のさらなる実施を図るとともに、教員研修の強化を進めること。

対策7 捜査機関における体制の強化

最寄りの警察署等で被害届を適切に受理するとともに、積極的に捜査を実施すること。警察庁・警視庁・各道府県警察本部及び検察庁において、ネット上の誹謗中傷等の被害者救済に向けた専門的な対応体制を強化すること。

対策1：被害の深刻化を防ぐために

ネット上の誹謗中傷について、被害を受けて困っている方が早めに相談できるようネットに関する**相談対応や苦情処理手続きの充実強化**を図ること。また、これらの相談窓口や苦情処理の方法について、小中高校などとともに、大学生など**若者層にも伝わるように広報を工夫して充実**させ、**困った場合にすぐに相談ができるような体制を検討**すること。被害者にとって身近な**警察、学校、地方自治体の窓口などからネット上の誹謗中傷に関する相談窓口へ直ちにご案内ができるように関係機関が連携**すること。

法務省

- 関係機関と連携し、様々な媒体を活用した相談窓口の周知、広報。
- 法務省の人権擁護機関がプロバイダ事業者等に対して行う削除要請について、事業者の理解を深め、要請の実効性を高めるとともに、その自主的な取組を促すため、削除基準等の法的問題を整理検討する有識者検討会に参加。

総務省

- 普及広報の充実について
法務省、SNS事業者団体等（SMAJ、SIA）との連携により実施している#NoHeartNoSNSキャンペーンにおいて、若年層への訴求を念頭に「秘密結社 鷹の爪」を起用した広報キャンペーンを2021年12月から実施。誹謗中傷の被害にあわれた方への相談窓口を分かりやすく案内するフローチャートの周知をはじめ、誹謗中傷に係る普及啓発活動を実施。
- 相談機関及び相談機関間の連携の強化について
違法・有害情報相談センターにおいて、相談員の増員と相談件数や内容の分析を実施。また、違法有害情報相談機関連絡会を2021年11月に新設し、民間相談機関や自治体の相談窓口等と国の相談機関との間で、適切に相談内容に応じた案内を行えるように関係相談機関同士での連携を、継続的に強化。

対策 1 : 被害の深刻化を防ぐために

警察庁

- インターネット上の誹謗中傷に係る相談を受けた場合には、警察では、その内容に応じ、関係する部署が連携して対応し、指導助言や、法務局人権擁護担当、違法・有害情報センター等の専門 機関の教示等を通じ、相談者の不安等を解消するために必要な措置を講じております。

文部科学省

- 総務省作成の「インターネットトラブル事例集」など、インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口等の情報が掲載されている資料の学校等における活用を促すため、令和 3 年度末を目途に全国の都道府県・指定都市教育委員会等に対する周知文書を発出予定。
- 児童生徒に対しては、SNS等によるいじめを含む児童生徒の悩み全般に対応するため、スクールカウンセラー等の配置充実や24時間子供SOSダイヤルの設置、各自治体に対するSNS等を活用した相談体制の整備支援等により、学校と関係機関が連携した教育相談体制の強化に取り組んできている。
（参考）令和 2 年度文部科学省補助事業活用自治体数
・24時間子供SOSダイヤル：67都道府県・指定都市
・SNS等を活用した相談窓口整備支援：43都道府県・指定都市等
- 大学生等の学生に対しては、法務省と連携して、インターネット上の誹謗中傷に関する悩みを含む、各種人権相談窓口について、各大学等を通じて周知を図っている。
- 保護者への啓発に関する取組としては、インターネット上で誹謗中傷の書き込みをされた際などトラブルが発生した際の各種相談窓口の情報を含めた、インターネットの安全・安心な利用に関するリーフレットを関係省庁と協働で作成し、ホームページ等により周知してきている。また、令和 3 年度は、インターネット上の誹謗中傷や「ネット炎上」をテーマに「ネット安全安心全国推進フォーラム」をオンライン開催し、保護者等を対象とした啓発を行ったところ。

対策２：時代の進展にあわせた抑止力をもたせる ための刑事法が必要

ネット上の誹謗中傷等に適用される侮辱罪の罰則が軽すぎる点が問題である。侮辱罪の法定刑の引き上げは急務である。法制審議会で速やかに検討し、適切な罰則とすること。その際、必要に応じて適切な犯罪類型の在り方も検討すべきである。

- 侮辱罪の法定刑を現行の「拘留又は科料」から「１年以下の懲役若しくは禁錮若しくは３０万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げること等を内容とする「刑法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出する予定。
- なお、法制審議会においては、インターネット上の誹謗中傷を処罰対象とする加重類型を設けることについても検討が行われたが、
 - ・ 既に公然性が要件とされているのに、インターネット上で広く認識されることを理由とすることは困難である一方で、インターネット上の侮辱行為の中でも特に名誉侵害の程度が高いと 考えられる行為のみを明確な要件をもって類型化することは困難であること
 - ・ わいせつ物頒布等の罪について規定する刑法第１７５条の法定刑との整合性の観点から適当でないと考えられることなどを踏まえ、最も当罰性の高い侮辱行為も含めて、個別具体的な事実関係に応じて適切に対応することができるよう、上記のように侮辱罪の法定刑を引き上げることが相当であるとされた。

対策3：発信者情報の開示を適切に進める

令和3年4月に成立した改正プロバイダ責任制限法は、他人の権利を侵害する悪質な誹謗中傷等の書き込みについて、発信者の特定を容易にし、対応するログの削除禁止を可能とする新たな裁判手続の導入を実現するものであり、この円滑かつ確実な施行を確保すること。

総務省

- 改正プロバイダ責任制限法の施行準備
インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害の被害者救済を図るために、新たな裁判手続きの創設による発信者情報開示のための手続きの迅速化と開示対象となる情報の明確化などを行う改正プロバイダ責任制限法について、2022年10月の施行に向け、関係事業者や弁護士等との意見交換を継続するとともに、本年春頃に省令案のパブリックコメントを実施予定。開示手続きに関する民間ガイドラインの改定についても支援する。

対策4：プラットフォーム事業者の積極的な対応の促進

SNS等を提供する**プラットフォーム事業者**の役割は、誹謗中傷への対応に向けて極めて重要であり、**AIの活用も含めた削除等の対応が適切に行われるよう促進**すること。また、その**取組状況についてモニタリング及び効果検証を継続することにより、透明性と説明責任を確保していくこと。必要に応じて透明性確保のための制度化も検討**すること。

総務省

- 法務省、プラットフォーム事業者との実務者検討会の開催
インターネット上の人権侵害に対する理解と円滑な対応を促すために、法務省やプラットフォーム事業者と共同で実務者検討会を継続的に開催。
- モニタリングと透明性・アカウントビリティの確保
プラットフォームサービスに関する研究会において、2022年3月に、主要なプラットフォーム事業者に対するモニタリングを実施予定。誹謗中傷等に対するポリシーの設定状況や削除等の対応結果とその透明性・アカウントビリティの確保状況、AIなどを活用した削除等の取組状況について検証予定。

対策5：会社法における外国会社登記の徹底

日本において継続的にサービスを提供している **海外SNS事業者等について、関係省庁とも連携して実態を把握し、会社法における外国会社登記を徹底**すること。

法務省

- 法務省ホームページへ外国会社の登記義務、登記手続等の周知文（日本語・英語）を掲載。
- 関係省庁に対し、外国会社の登記義務を懈怠している外国会社に関する情報提供依頼文書を発出。
- 電気通信事業者である各外国会社に対し、外国会社の登記義務及び登記義務違反に対する制裁の説明、登記義務の履行依頼を内容とする文書を発出（総務省の協力を得た上で実施）。
- 前記各外国会社に対し、個別的に外国会社の登記義務の履行の催告をすることを検討。
- 催告に応じなかった会社については、過料事件として裁判所に通知をすることを検討。

総務省

- 法務省が実施する、電気通信事業者である各外国会社に対する、外国会社の登記義務及び登記義務違反に対する制裁の説明、登記義務の履行依頼を内容とする文書の発出に協力。

対策6：SNS教育の更なる充実

GIGAスクール構想が実現し、低学年からネット 利用を行なう中で、小中高における年代に合わせた情報モラル教育について学習指導要領のさらなる実施を図るとともに、教員研修の強化を進めること。

- 学校における情報モラル教育を充実させるためには、授業で活用できる教材のさらなる充実が重要であるため、教師用指導資料の改訂や動画教材の改善や充実を図った。
- 児童生徒が、1人1台端末を使って、学校内外において、いつでもどこでも学習できる教材が必要であるため、端末を使って情報モラルを学べるe-learningコンテンツを作成中。
(今年度末公開予定)
- 児童生徒に情報モラルを確実に身に付けさせるためには、教員の指導力向上が重要であるため、情報モラル教育指導者セミナーを実施した。

対策7：捜査機関における体制の強化

最寄りの警察署等で被害届を適切に受理するとともに、積極的に捜査を実施すること。警察 庁・警視庁・各道府県警察本部及び検察庁において、ネット上の誹謗中傷等の被害者救済に向けた専門的な対応体制を強化すること。

警察庁

- 各都道府県警察に対しては、被害の届出に対し、被害者・国民の立場に立って適切に対応するよう指導しているところ、昨年緊急提言を受けた後に開催した全国会議の場においても、「近年、SNSを利用した誹謗中傷事案等が頻発しており、これらの事案の中には、被害者が死に至るものもあり、単なるネット上でのトラブルと安易に考えることなく、重大な被害に発展する可能性があることを念頭に置き、被害者の意向に沿って被害届を受理するなど適切に対応すること」を指示している。

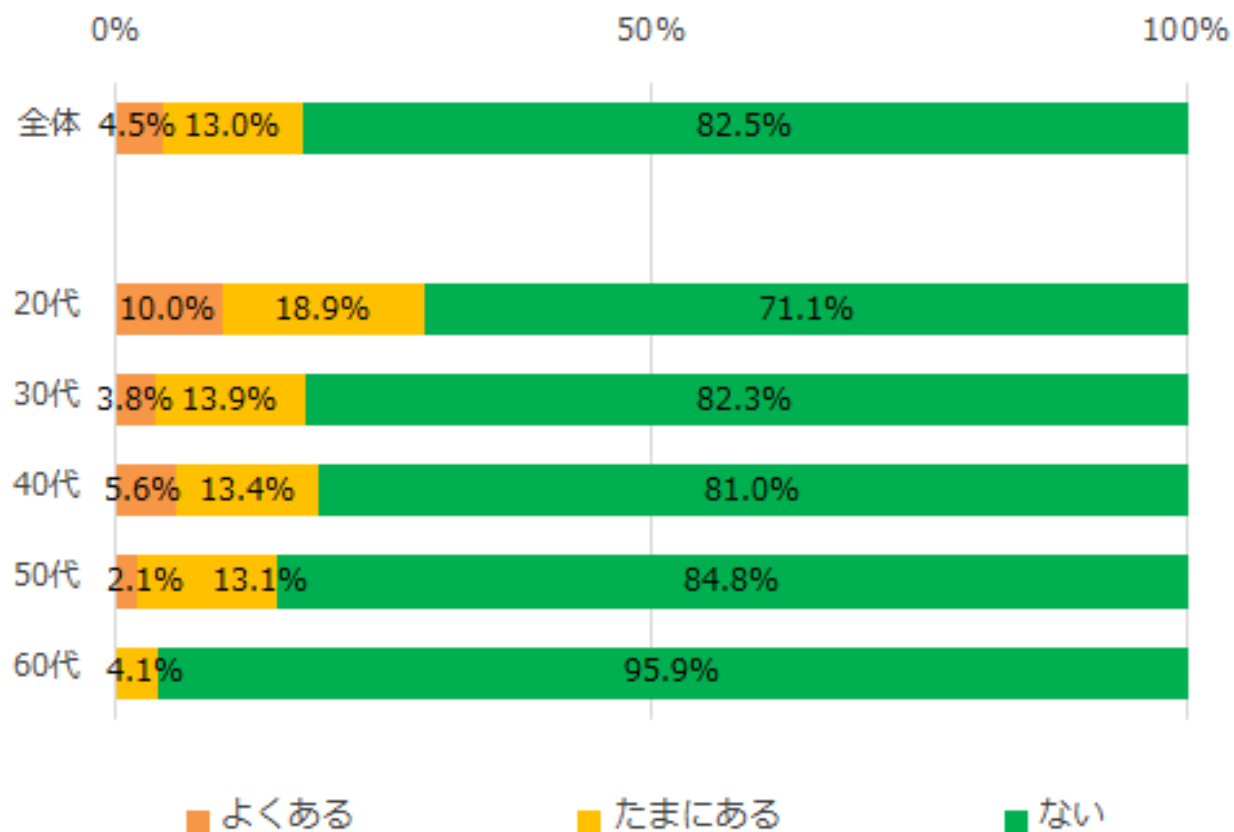
インターネット上の誹謗中傷等に係る事件の認知・検挙状況について、令和3年中におけるインターネット利用による名誉毀損、侮辱、脅迫、信用毀損業務妨害事件の認知件数は合計1373件、検挙件数は合計789件となっており、いずれも前年より増加している。

法務省

- 検察当局においては、令和3年度、最高検察庁を中心として、全国の検察庁において、検察におけるサイバー犯罪やデジタルフォレンジックに関する知見を集約し、サイバー犯罪に効果的に対処すべく、関連する官民関係団体との連携を図り、検察全体のサイバー犯罪対処能力を向上させるための組織として、JPEC（JAPAN Prosecutors unit on Emerging Crimes）を結成したところと承知。
- 検察当局においては、捜査・公判に当たっては、必要に応じて、このような最先端の技術的知見を用いて犯人の特定や証拠の保全・分析等を適切に実施するなどし、今後とも事案の内容等に応じて、悪質な事案について、法と証拠に基づき、厳正な処分に努めていくものと承知。

参考図表

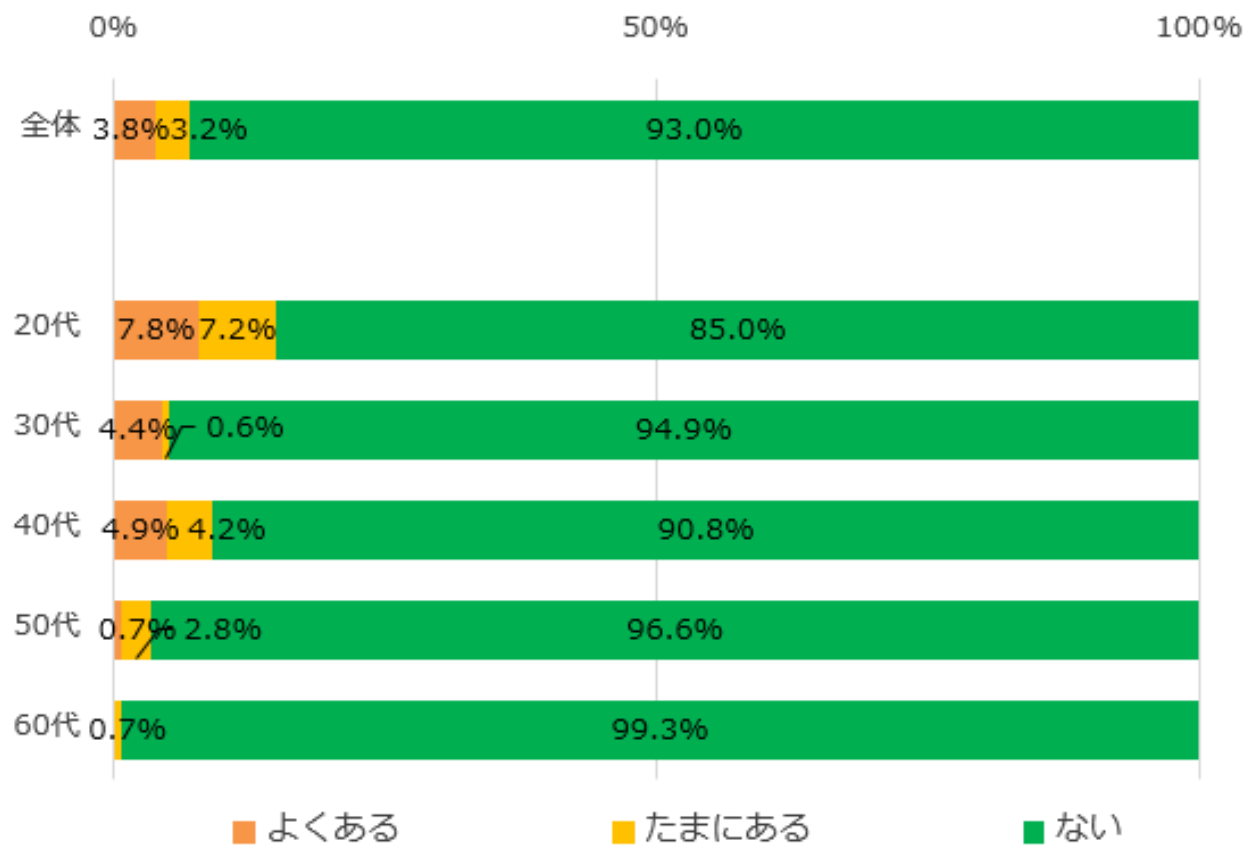
SNSで他者から誹謗中傷されたことがあるか



(n=770)

BIGLOBE調べ

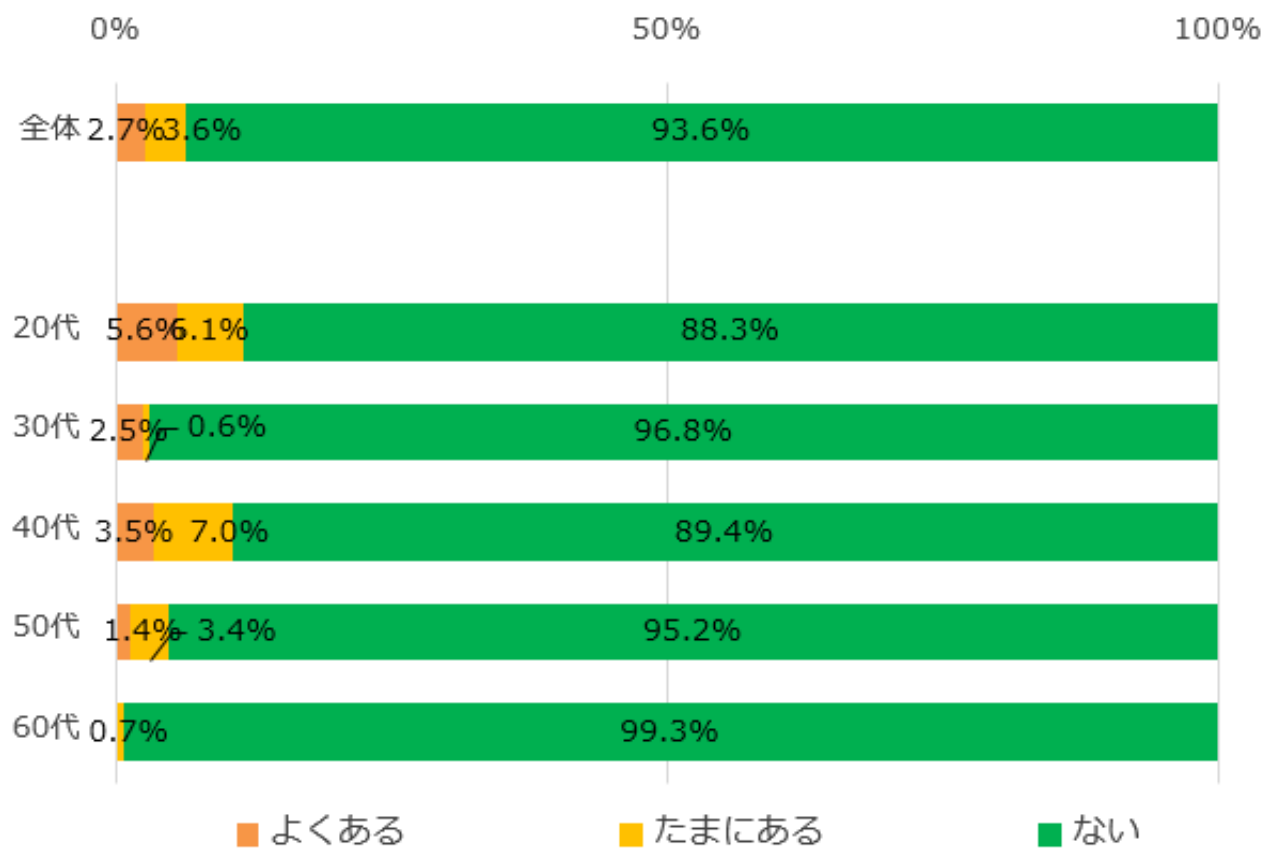
SNSで一般人に対して誹謗中傷をしたことがあるか



(n=770)

BIGLOBE調べ

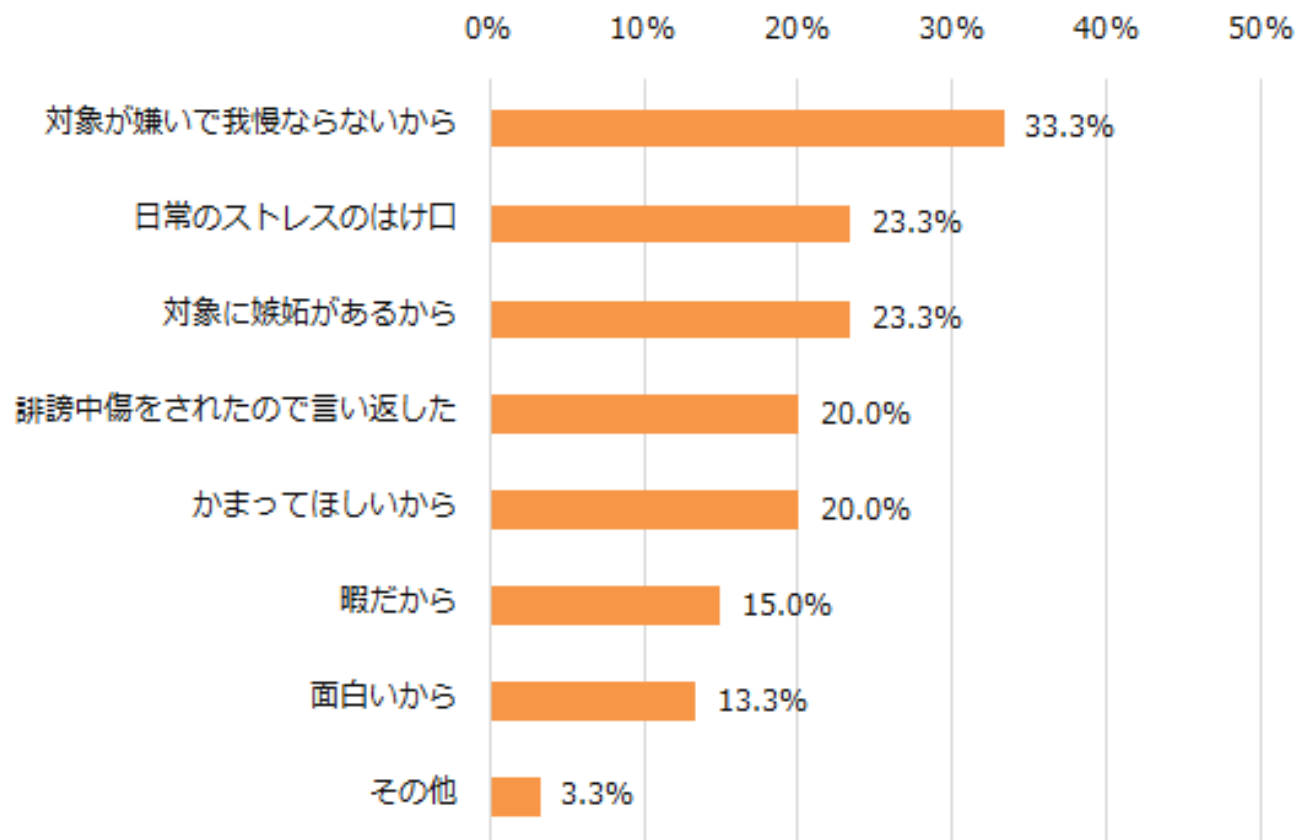
SNSで著名人に対して誹謗中傷をしたことがあるか



(n=770)

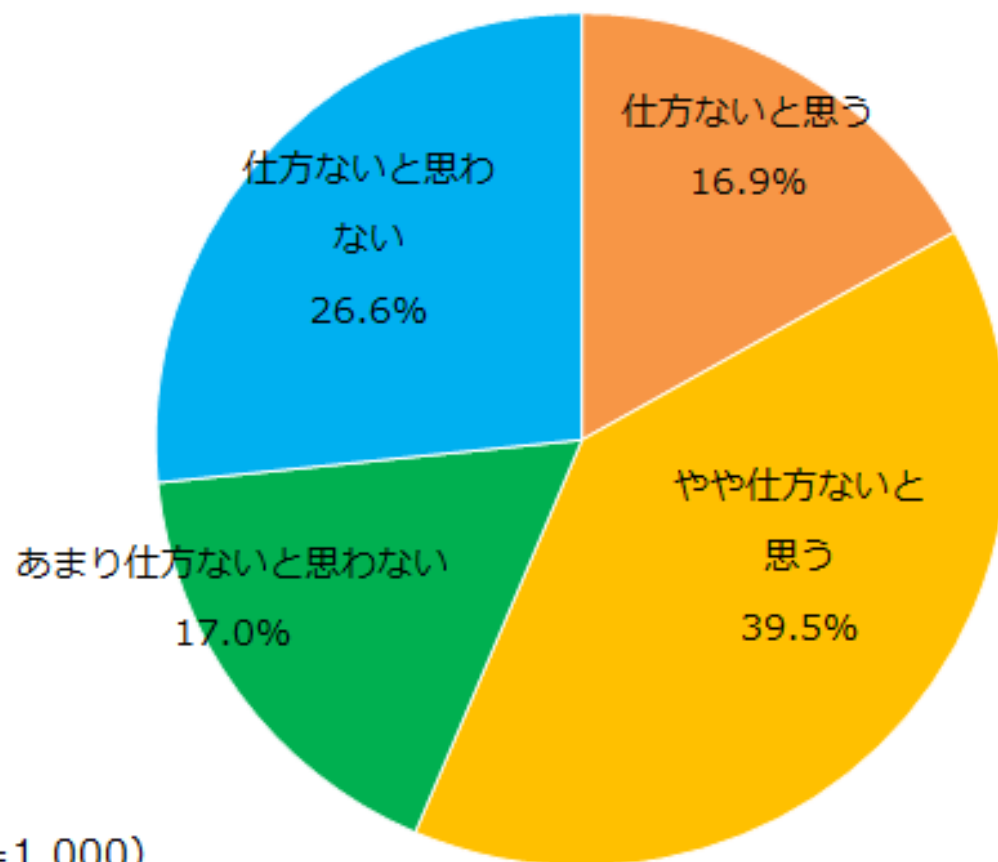
BIGLOBE調べ

SNSで他者の誹謗中傷をした理由（複数回答）



BIGLOBE調べ

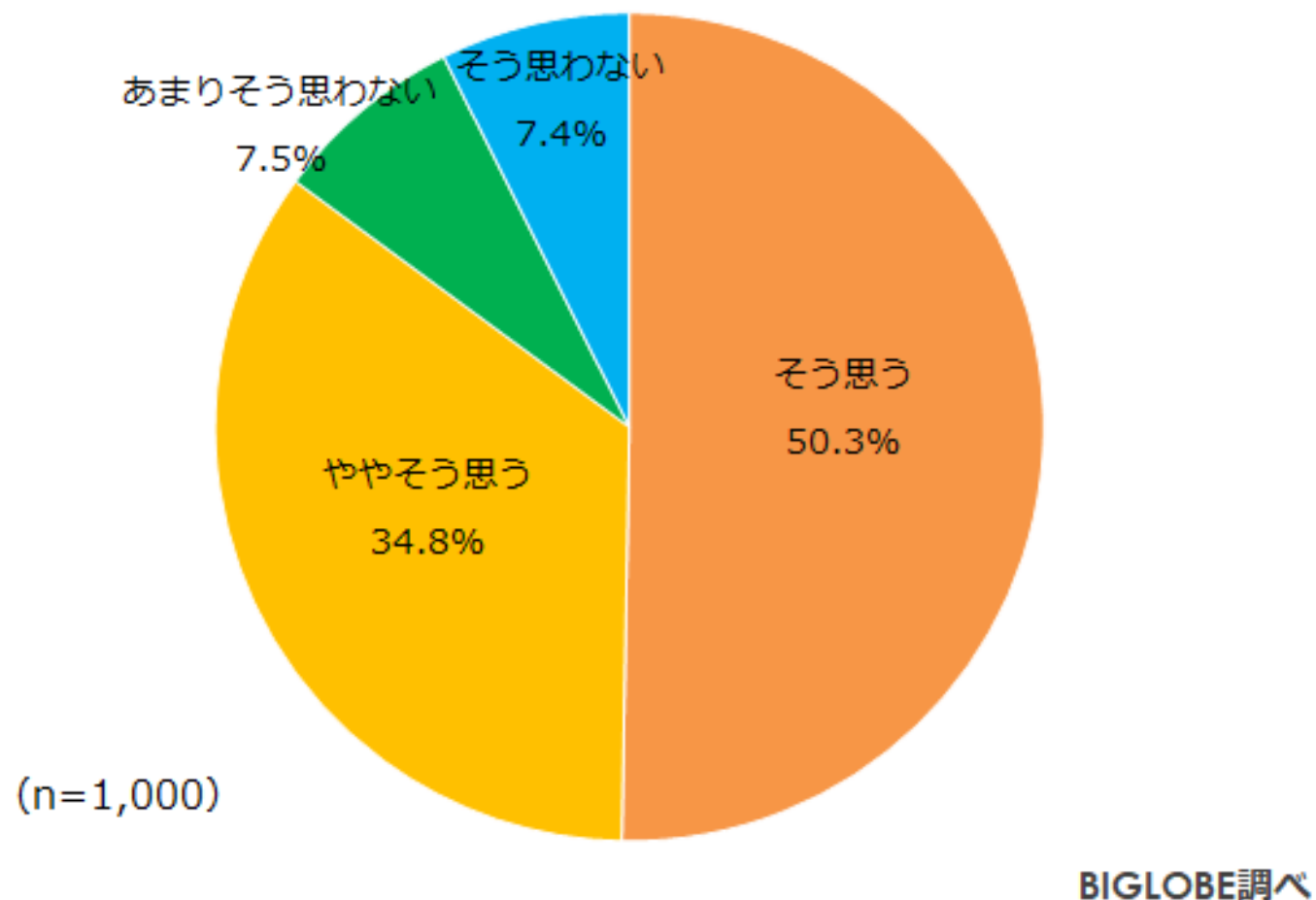
著名人が一般人と比べて発言や行動を
強く非難されやすいことについて



(n=1,000)

BIGLOBE調べ

SNSでの誹謗中傷に対して、罰則を強化すべきか



インターネット実名制の効果

◆ インターネット実名制は効果が薄い

- ネット掲示板等の利用に本人確認を課すというもの。韓国での導入実績がある。匿名性がネットでの誹謗中傷を増加させるとの観点から施行。
- 大きな表現の萎縮を招いた。
- 表現の自由という観点から違憲とされ、廃止（2012年）。

インターネット実名制の効果

- 誹謗中傷の抑制効果は小さく、一般の書き込み数の大幅な減少。
- 掲示物数（日次）：1319件⇒400件
- 誹謗掲示物割合：有意な変化はなし
- 大韓民国放送通信委員会：悪意あるコメントの割合は13.9%⇒13.0%

柳文珠（2013）「韓国におけるインターネット実名制の施行と効果」,
社会情報学, 2(1)

韓国、ネット実名制に違憲判断

2012年8月23日 23:24

保存

あA 印刷 メール 共有 ツイート Facebook 共有

【ソウル=尾島島雄】韓国憲法裁判所は23日、大規模サイトへの書き込みに実名登録を必要とする韓国の「インターネット実名制」を違憲とする判断を下した。聯合ニュースによると「自由な意思表明を萎縮させる」と指摘し、表現の自由を制限するには「公益への効果が明確でなければならない」とした。2007年導入の現行法は悪質なコメントによる被害を防ぐため、ネットサイトの掲示板運営者に利用者の本人確認を求めている。ネット関連企業はこの負担が減ることから憲法裁判所の判断を歓迎しているが、ネット上に悪意のあるコメントが氾濫するとの懸念も出ている。

https://www.nikkei.com/article/DGXNASGM2307Z_T20C12A8FF2000/

法規制が社会にもたらす影響（海外事例）

◆ フェイクニュース規制がもたらしたもの

マレーシアの例

- マレーシアでは偽ニュース対策法が存在していた。虚偽の情報を発信した個人や企業幹部に対し、罰金や6年以下の禁錮刑を科すもの。
- ナジブ前政権はこの法律に基づいて**政敵であるマハティール氏を調査対象**とするなど、強権的な手段として活用していた。
- 政権交代後の2019年に廃止が可決。

マレーシア、偽ニュース対策法廃止へ 下院が再び可決

東南アジア + フォローする

2019年10月9日 23:47

保存

あA 印刷 送信 共有

【シンガポール=中野貴司】マレーシアの連邦議会下院は9日、フェイク（偽）ニュース対策法を廃止するための法案を賛成多数で可決した。偽ニュース対策法はナジブ前政権が18年5月の総選挙前に駆け込みで成立させた法律で、恣意的な運用が可能になるとの懸念が強かった。複数の地元メディアが報じた。

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO50821000Z01C19A0000000/>

ロシアの例

- ロシアでは「偽ニュース禁止法」を制定。
- 当局がフェイクニュースだとみなした報道を禁止する。
- 一方、関連する法律に基づき、インターネット上で**国家や政府を侮辱する報道を「不敬罪に当たる」として取り締まる事例も出始めている。**

露で偽ニュース禁止法成立 ネット言論規制の恐れ

2019.3.19 00:30 | 国際 | 欧州・ロシア



ロシアのプーチン大統領は18日、議会上下両院が可決したインターネット上の偽ニュースを禁止する法案に署名、法律は成立した。大統領の諮問機関「市民社会発展・人権評議会」が「権力による恣意的な利用」の恐れを指摘、プーチン氏に署名しないよう求めている。

テレビ、新聞など主要メディアが政府の影響下にあるロシアで、政権批判があふれているネット空間の言論が、今後「偽ニュース」を理由に規制される恐れが指摘されている。

<https://www.sankei.com/world/news/190319/wor1903190003-n1.html>

オーバーブロッキングの問題

◆ プラットフォーム事業者への取り締まり強化の問題：オーバーブロッキング

- ドイツでは、「侮辱などの違法な内容がある」とユーザから報告された場合、直ちに違法性を審査・違法なものは24時間以内に削除する必要がある。
- 対応が十分でない場合、最高5000万ユーロまでの過料が科せられる。

オーバーブロッキングの危険性

- 罰金を逃れるために、安易に違法と判断して過剰に削除する危険性（オーバーブロッキング）。
- （他国の）一企業のAI・スタッフが違法性を検証することの危険性。

EU諸国で削除された内容の平均割合をみても、1回目が28%、2回目は59%、3回目が70%と徐々に高くなる傾向がみられますが、ドイツの削除率の100%という数値は突出しており、ドイツのネットワーク規制法の影響が強いのではと、疑いがもたれます。

この調査をまとめた欧州委員ヨウロヴァJourovaは、「ドイツでは厳しい罰則の危険があるためできるだけ速に除去する。ドイツの法律の抑止効果は機能しているが、もしかしたらよく機能しすぎるかもしれない。私自身としては、これを全ヨーロッパに望みたいかは、わからない」と述べています。

- 既に現時点でも、ネットワーク執行法上、オーバーブロッキング防止のための複数のメカニズムがある。例えば、ネットワーク執行法に基づく過料のガイドライン(2018年3月22日付け)では、「制度上の機能不全」が認められて初めて、違法なコンテンツを削除しないことを理由とする過料が科されることになる旨を明らかにした。そのため、SNS提供者に対し、個々の誤った判断を理由として過料を科されることはならない。
- しかしながら、オーバーブロッキングの危険については、常に、また、将来においても真摯に考慮しなければならない。SNS提供者の一部は、コンテンツの削除又は凍結の判断に関し、自ら再検証制度を整えていると説明しているが、この再検証制度については、現在進行中の法改正手続を経て、その他のSNS提供者にも拡大されるべきである。また、かかる制度の制定により、コンテンツに関して苦情を申し立てられた利用者の聴取が保障されることにもなり得る。

ドイツのネットワーク執行法でもオーバーブロッキングが憂慮される

<https://jneia.org/180506-2/>
https://www.soumu.go.jp/main_content/000739936.pdf

規定	議会で可決された改正法(5月13日)*1		憲法評議会の判断(6月18日)	
	規定	対象者	違憲判断	判断(概要)
① 違法コンテンツの削除等(編集者・ホスティング事業者)	テロの扇動・称揚や児童ポルノ拡散に係る違法コンテンツについて、行政機関からの通知受領後1時間以内の削除又はアクセス不能化を義務付ける【デジタル経済信頼法第6-1条の改正】	左記の違法コンテンツの編集者及びホスティングを行う者	違憲	表現の自由及び通信の自由の行使に対する侵害は、その目的のために必要であって、適合したものであり、かつ均衡の取れたものでなければならぬ。
② 罰金額引上	上記①や、違法コンテンツ対策に関するプロバイダの既存の各種義務に違反した者に課す罰金の額を「7万5000ユーロ」から「25万ユーロ」(法人の場合は最大125万ユーロ)に引き上げる【デジタル経済信頼法第6条第6項の改正】	(デジタル経済信頼法における)プロバイダ		提出された法案は、(1時間や24時間という)短時間でコンテンツの違法性の判断と削除等を行わなければならない。さらに削除が遅れると罰金を科されるため、プラットフォームのコンテンツ削除を促進してしまう可能性が高く、言論の自由が侵される心配がある。
③ 違法コンテンツの削除等(オンライン・プラットフォーム)	ヘイト等を含む明らかな違法コンテンツについて、通報から24時間以内の削除等を義務付け、当該義務に違反した者に25万ユーロの罰金を課す【デジタル経済信頼法第6-2条の新設】	消費法典第111-7条に規定する「オンライン・プラットフォーム事業者」であって一定以上の活動規模を有する者	違憲	
④ CSAによるオンライン・プラットフォームへの命令・罰金	視聴者高等評議会(CSA)は、ヘイト等に関する明らかな違法コンテンツのオンライン拡散対策に係る各種義務を遵守させるため命令を行うことができ、当該命令に従わない者に対して最大で「2,000万ユーロ又は前年度世界年間売上高の4%のいずれか高い方を超えない額」の金銭上の制裁を宣告することができる【1986年通信自由法第17-3条の新設】	オンライン・プラットフォーム事業者	違憲	従って、①、③、④の条項を違憲として、削除を命じる。(※この判断の結果として、②に加え、ヘイトスピーチ担当の検事局を設置する、CSAの下に「ヘイトスピーチ観察局」を設置する、学校においてヘイトスピーチ問題の啓蒙教育を行う、などの条項が維持された。)

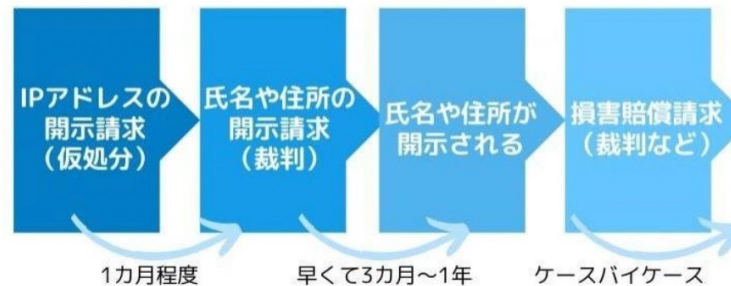
フランスでは短時間での判断・削除の義務化は違憲とされた

被害者に寄り添う法律が求められる

◆ 被害者に寄り添う法律の必要性

- 政策的対応の中で、規制を強めるものはどれも大きなリスク・課題を抱える。
- 「被害者に寄り添う」法律が必要である。
- 現在、総務省で情報開示のハードルを下げる方向で検討が進んでいる。これは同時に抑止力にもなる（木村さん自殺後60%ほどのコメントが削除）。
- スラップ訴訟・実質的な実名制を避けるため、バランスに考慮する必要がある。

発信者情報開示請求の流れ



https://www.bengo4.com/c_23/n_11269/

1回の裁判で投稿者を特定できるようにも

裁判制度の改正に当たっては、総務省の有識者会合「発信者情報開示の在り方に関する研究会」が2020年11月12日に報告書案を取りまとめた。同研究会は2020年12月4日まで一般から意見を募り、2020年12月中の会合で最終報告書を公表する予定である。

ただし実際に効果を上げるかは読み切れない。関係者からは「ネットサービス運営事業者が裁判にどう対応するかに依存する」といった指摘が出ているからだ。裁判手続きが簡易になると「制度乱用の恐れがある」とする慎重論も根強い。制度改正をきっかけに、しばらくは判例を重ねながら、政府が制度運用を慎重に検証していく必要があるようだ。

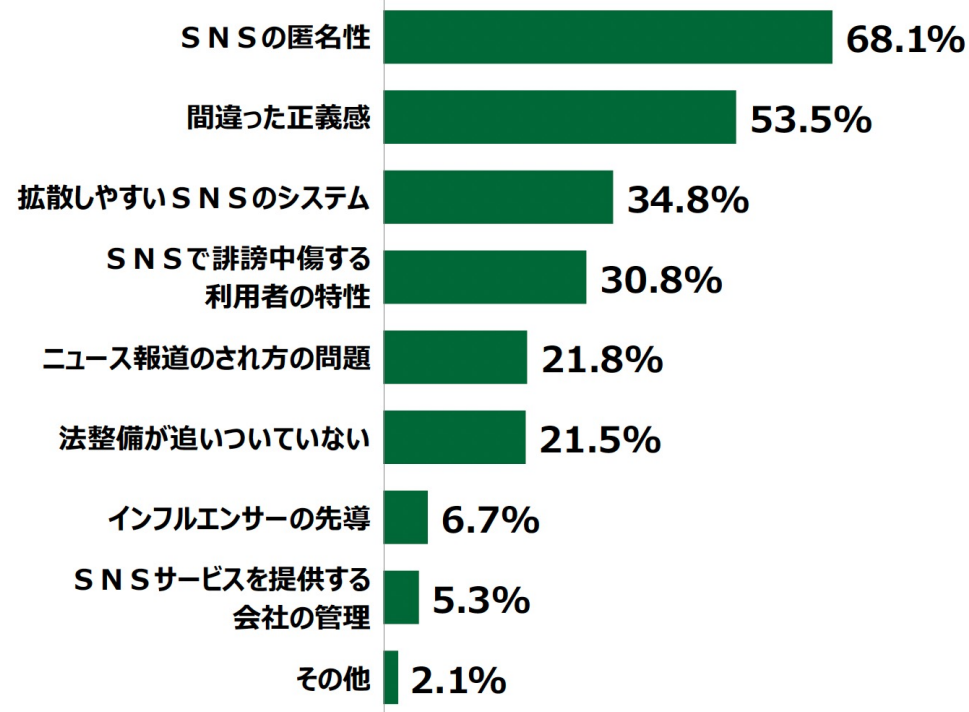
<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00001/04864/>

医療従事者や配送業者に対するSNS上での誹謗中傷の原因

医療従事者や配送業者に対する誹謗中傷の原因として考えられるのは、「SNSの匿名性」(68.1%)が最多。
次に多い「間違った正義感」(53.5%)についても過半数が原因として指摘している。

- ・ 次いで「拡散しやすいSNSのシステム」(34.8%)、「SNSで誹謗中傷する利用者の特性」(30.8%)と続く。

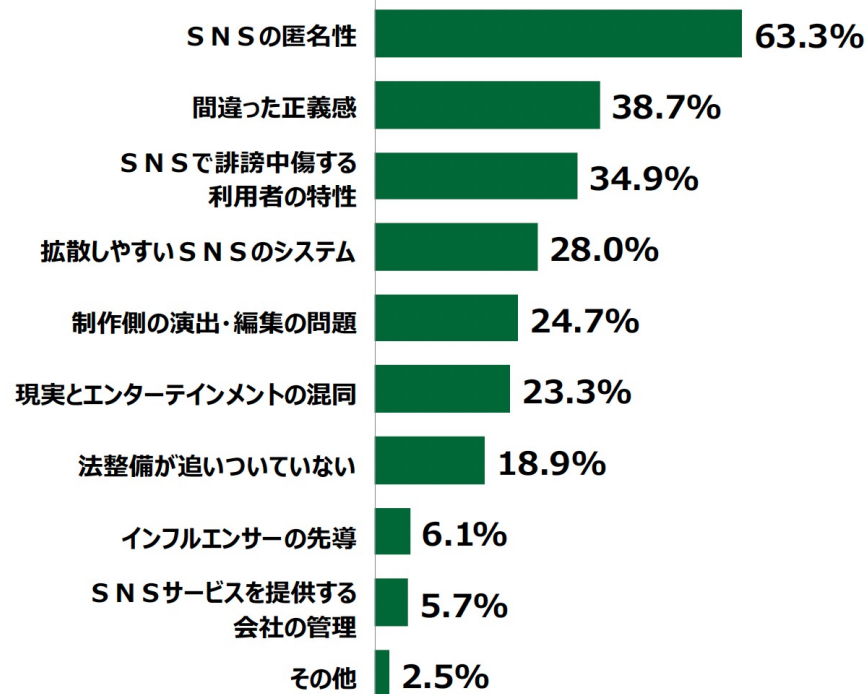
Q コロナ禍においても医療従事者や配送業者などに対する、SNS上での誹謗中傷が問題となりました。
誹謗中傷の原因は何だと思いますか。(複数回答) (n=1000)



リアリティーショー出演者に対するSNS上での誹謗中傷の原因

リアリティーショー出演者に対する誹謗中傷の原因については、「SNSの匿名性」(63.3%)が主な原因として考えられている。次いで、「間違った正義感」(38.7%)、「SNSで誹謗中傷する利用者の特性」(34.9%)。

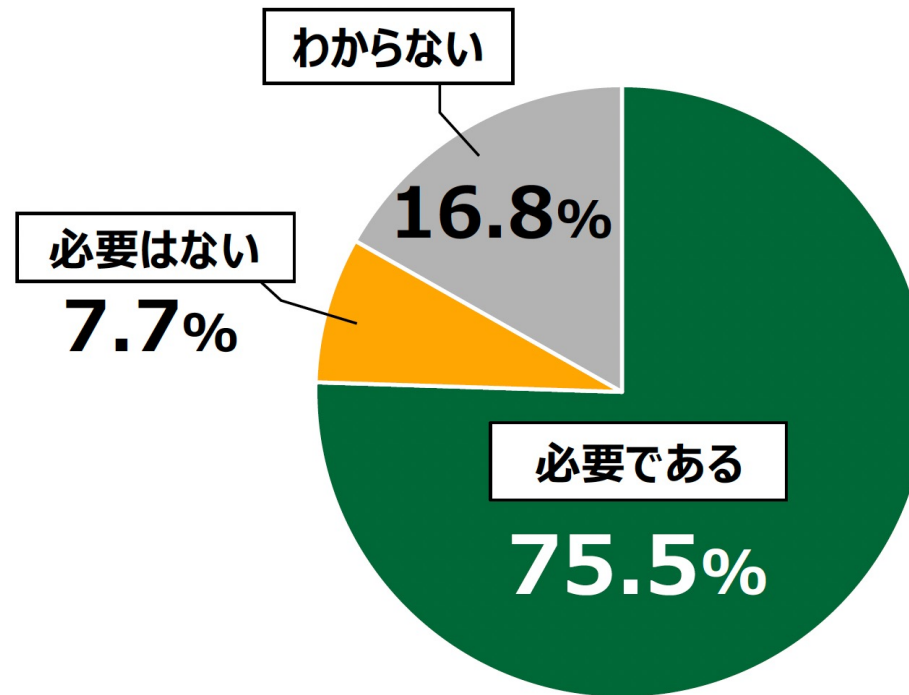
Q 昨今、国内外でリアリティーショーに出演した人がSNS上での誹謗中傷を苦にして自殺する事件が起きています。出演者が誹謗中傷被害を受けるのは何が原因だと思いますか。(複数回答) (n=1000)



S N S の法整備の必要性

S N S の法整備については、75.5%が「必要である」と回答。

Q S N S 上で誹謗中傷や風評被害などが相次ぎ、法整備が検討されています。どう思いますか。(n=1000)



S N S の法整備の必要性 回答理由

法整備を必要であると回答した理由は、「風評被害や誹謗中傷を受けた人を守るため」(64.1%)、「誹謗中傷にあたる表現が多いから」(61.7%)が主な理由。ほか、「違法投稿を規制する必要がある」(40.4%)。

法整備の必要はないと回答した理由は、「個人の自覚の問題」(49.4%)が最多。次いで「あくまで表現の自由を優先すべき」(33.8%)、「国に情報統制される恐れがある」(27.3%)と続く。

■「必要である」回答者

Q SNS上の法整備が「必要である」とした理由を選択してください。(複数回答) (n=755)

必要である		
1位	風評被害や誹謗中傷を受けた人を守るため	64.1%
2位	誹謗中傷にあたる表現が多いから	61.7%
3位	違法投稿を規制する必要がある	40.4%
4位	厳罰化が誹謗中傷発言を抑止する	39.2%
5位	違法投稿の定義が不明確だから	35.6%

※6位以下は、次の通り。

「その他」(1.5%)

■「必要はない」回答者

Q SNS上の法整備が「必要はない」とした理由を選択してください。(複数回答) (n=77)

必要はない		
1位	個人の自覚の問題	49.4%
2位	あくまで表現の自由を優先すべき	33.8%
3位	国に情報統制される恐れがある	27.3%
4位	プライバシー侵害の恐れがある	24.7%
4位	通信の秘密は守るべき	24.7%

※6位以下は、次の通り。

「まずSNSの運営会社がルールを適正化すべき」(19.5%)、

「内部告発などの萎縮」(11.7%)、

「その他」(5.2%)

法整備に向けて盛り込むべき点

法整備に向けて盛り込むべき点は、「誹謗中傷の発信者への厳罰化」(59.2%)が最多。次いで「発信者の情報開示手続きの迅速化」(52.2%)、「違法投稿の定義の明確化」(38.1%)と続く。

Q 法整備に向けて、どのような点を盛り込むべきだと思いますか。(複数回答) (n=1000)

法整備に向けて盛り込むべき点

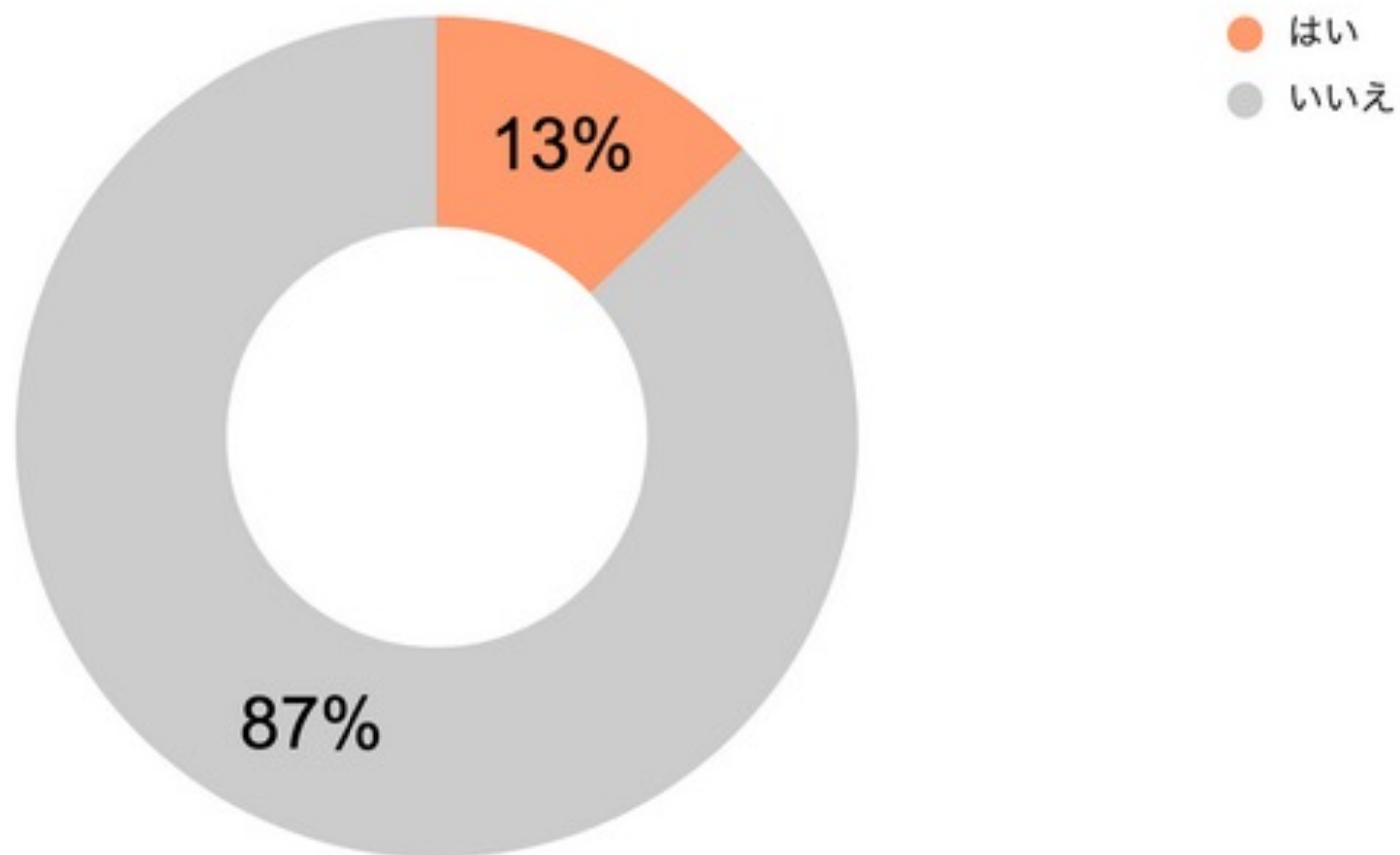
1位	誹謗中傷の発信者への厳罰化	59.2%
2位	発信者の情報開示手続きの迅速化	52.2%
3位	違法投稿の定義の明確化	38.1%
4位	違法投稿を迅速に削除する法律の制定	35.2%
5位	発信者を特定できる情報の保存期間延長	34.7%

※6位以下は、次の通り。

「侮辱罪の公訴時効の延長」(24.7%)、
「その他」(2.3%)

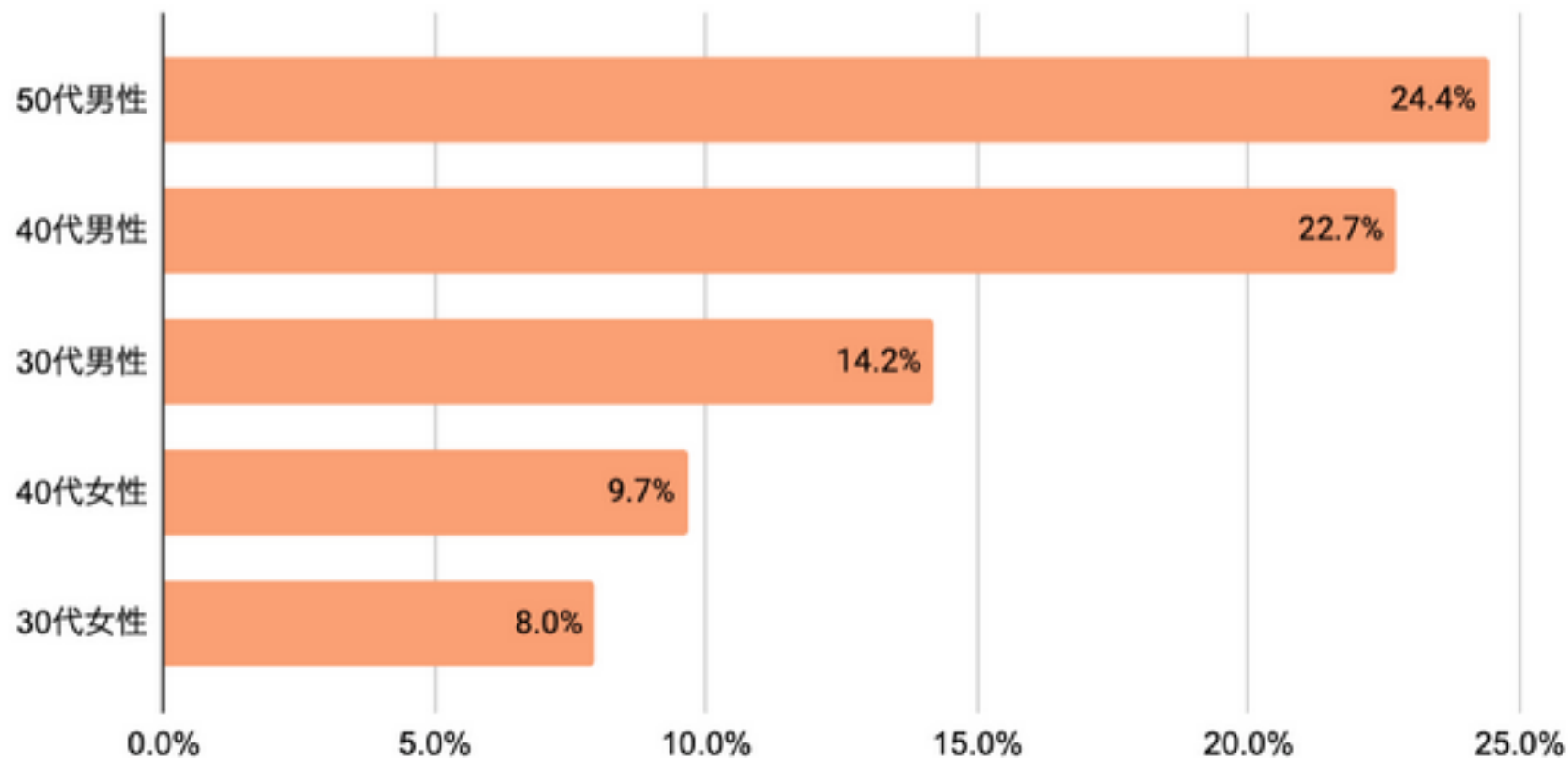
誹謗中傷をしたことがありますか。

回答数 1355



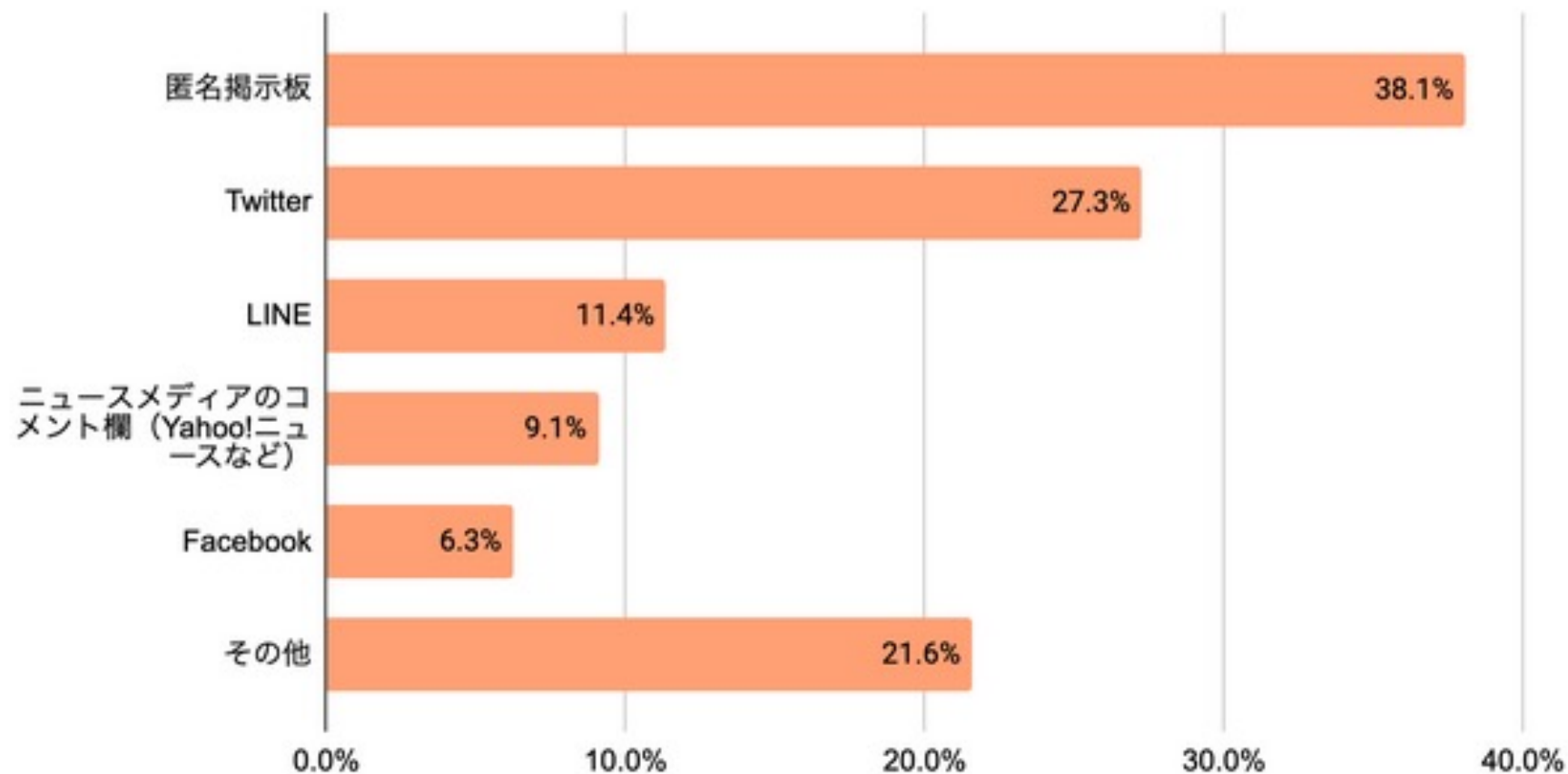
「誹謗中傷をしたことがある」回答者の年代分布

回答数 176



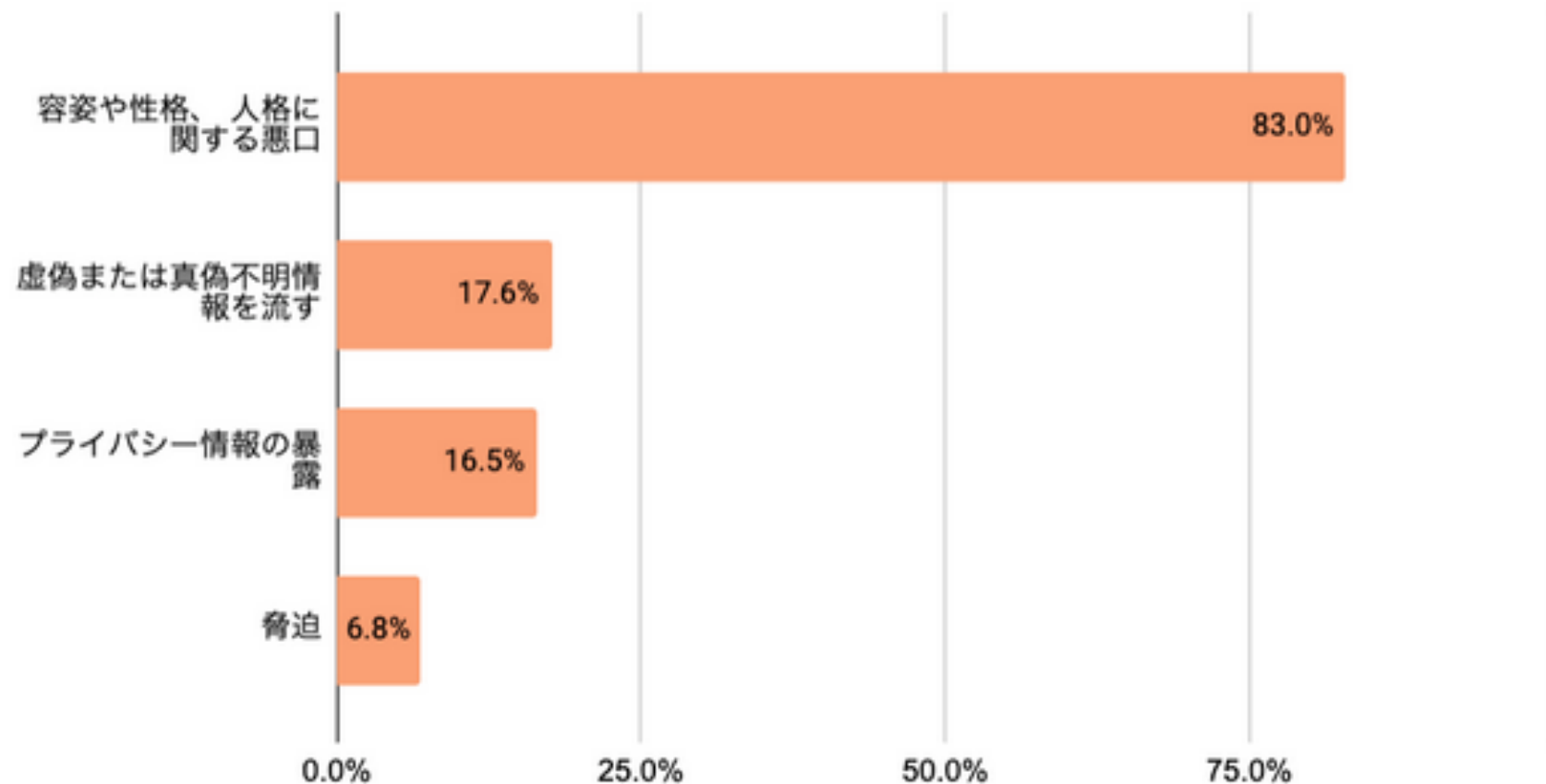
誹謗中傷したソーシャルメディアは？（複数回答可）

回答数 176



誹謗中傷の内容は次のどれにあてはまりますか？（複数回答可）

回答数 176



誹謗中傷を投稿した動機は？（複数回答可）

回答数 176

